

生命保険の生い立ち(生まれたところ)

J. G. Anderson, M.A. 著

目次

	原文の ページ数	訳文の ページ数
序文	7	57
生命保険の生まれた場所	9	2
生命保険創世記	16	6
I	16	6
最初の契約	16	7
申込書の様式	18	8
被保険利益	20	9
保険期間	20	10
加入年齢	22	10
医学的診査	23	12
II	27	14
カレンダーの変更	30	16
最高保険金額(保険金額の上限)	33	19
Old Amicable(アミカブル生命)	37	21
III	41	24
第 15 代 Parham の Willoughby 男爵の Hugh	48	30
資産の中核としての預託金	49	30
IV	54	33
加入手数料	54	33
前史	58	36
印紙税	63	39
相互債務	63	39
V	65	41
保険料	65	41
配当の代わりにボーナス	73	46
労働党と生命保険(The Times 1928 年 10 月 11 日付より)	78	49
経費率に関する Walton の計算式	81	51
家族収入保証保険の原理	88	54

コメント (0)

アクチュアリーというのは、生命保険や年金の色々な計算をする専門家ですが、その日本の大元締めは「日本アクチュアリー会」という組織です。私もこの会の正会員となっています。

日本アクチュアリー会には小さな図書室があります。ある日、保険数学の参考書を探してその図書室の蔵書を見ていたら、小さな本を見つけました。

“The birthplace and genesis of life assurance”

『生命保険の生まれたところと創世記』

というタイトルで、現代的な生命保険を始めたイギリスの Equitable という会社の、でき始めの頃の話を書いたもののようです。

読んでみてとても面白かったので、自分だけで独り占めするのは申し訳ないと思い、訳してみることにしました。

Equitable の創業は 1762 年。今から 250 年ほど前のことになります。本文にもありますが、この創業の少し後、アダムスミスが「国富論」を書き、書いてる途中でアメリカ独立戦争が始まり、アメリカが独立したと思ったら今度はフランス大革命が起こり、その総仕上げにナポレオンが登場する、といった時代のことで

す。250 年前というと大昔と思うかも知れませんが、明治維新の時からみるとたかだか 100 年ちょっと前のことです。そう思うとそんなに昔ではないかも知れません。

この Equitable という会社で死亡率を使った生命保険の保険料の計算が世界で初めて実施され、また保険数理の専門家という意味で「アクチュアリー」という言葉も生まれた、ということで、アクチュアリーにとっては非常に懐かしいような、思い入れのあるような会社です。

この Equitable 流の生命保険がその後、ヨーロッパ各国やアメリカで多くの会社に真似され、日本でも 1881 年に明治生命が始まった、ということですから、日本もそれほど遅れを取ったわけではありません。

以下、訳文に私の勝手なコメントを付けています。学者だったら「注釈」を付ける所でしょうが、とてもそんな几帳面さは持ち合わせていないので、注釈じゃなくて「コメント」だということでご容赦下さい。

全体の構成は、まず Equitable の会社のあった場所探しから始まります。大昔(この本が書かれたのが 1930 年代ですから、170 年くらい遡ったことになります。)に会社のあった建物を探し出すというのは、物好きといえば物好きでしかないのですが、それほどの思い入れが著者にはあったということでしょうか。

この場所探しの話は生命保険そのものにはほとんど関わりがありませんが、その当時のロンドンの様子を知るのに面白いと思います。また建物探しの経過がちょっと推理小説っぽい所もあるので、楽しめるかも知れません。

次に Equitable の初めの頃の話がいろいろ紹介されます。これを見ると様々な誤解や中傷、根拠のない噂話が山ほどあったんだということがわかります。

保険の仕事に関わった人の中には、自分も保険会社を作りたいと思う人が結構います。私は幸い以前、新しい保険会社作りに参加することができましたし、その後も新しい保険会社作りのお手伝いの仕事もいろいろしています。

この Equitable の話は、それまで生命保険会社というものになかった時に、初めて生命保険会社を作るという話ですから、なおさら面白い、興味深い話が盛り沢山です。

本筋は以上2つの部分なのですが、これだけじゃあ本にするには少な過ぎるということでしょうか、ついでに同じ著者の書いたエッセイが3つ、追加されています。

一つは英国の労働党政権が生命保険会社を国有化しようとした時に、著者がそれに対する反対意見をロンドンのタイムズ紙に寄稿したものです。

次は生命保険会社の事業費率(日本で我々は「対収保事業費率」と言っているものです)の計算式と、その修正の考え方についてのエッセイです。状況の変化に対応して計算式を有効に保つためにどのように変更させていくかと言う意味で、面白い読み物です。

最後は「家族収入保証保険」の話です。この本が出版されたのが 1937 年ですから、イギリスではもう 70 年も前に家族収入保証保険があったということになります。この保険の仕組みと有利・不利についての話ですが、やはり生命保険は税制の取扱いと切っても切れない関係があるということが良くわかる話です。

前置きはこれ位にして、本文にとりかかりましょう。

なお、本文の前に序文があるのですが、これを最初に読んでも面白くないでしょうから、後回しにします。

生命保険の生まれた場所（原文9ページ）

保存されている昔の議事録によると、エクイタブル生命 (the Society for Equitable Assurances on Lives and Survivorships, 今では The Equitable Life Assurance Society) の最初のオフィスは、1762 年から 1774 年の初めまで Nicholas 通りにあり、家賃は 1 年間 75 ポンドを Dr. Jeremiah Mills に支払っていた。

この通りは Lombard 大通りから Cannon 大通りに走っていて、昔は聖 Nicholas Acons 教会がそこにあり、そのためにその通りの名前がついたのだが、その教会は 1666 年の大火で焼けたあと建て直されなかった。その教会の墓地は今でも通りの西に見ることができる。

コメント(1)

ここからしばらくイギリスおよびロンドンに特有なことがいろいろ出てきます。

場所探しの話なので、通りの名前がいろいろあります。英語では通りにも大小いろいろな単語があるので、とりあえずここでは Street(大通り)、Lane(通り)、Court(小路)という具合に訳してみました。

また Equitable の建物は Saint Nicholas Lane にあったわけですが、この「Saint」は「聖」としておきました。これは原文では Saint が付いたり付かなかったりしているんですが、「聖」だと、はしょっても聖ニコラス通りがニコラス通りとなるくらいで、あまり違和感がなさそうですが、これがセントニコラス通りがニコラス通りになると、同じものか違うものかちょっと分りにくくなるかなと思ったからです。

ちなみに Saint Nicholas はキリスト教の聖人で、別名「サンタクロース」のようです。とはいえサンタクロース通りと言うとちょっと違った印象になってしまいそうなので、ニコラス通りにおきました。

またこれからお金の話が色々出てきますが、この頃のイギリスのお金の単位はポンドです。そして 1 ポンド = 20 シリング、1 シリング = 12 ペンスという 12 進法・20 進法の世界です。今では 1 ポンド = 100 ペンスという 10 進法になっていますが、1971 年まではこの 12 進法・20 進法の世界でした。メアリー・ポピンズが鳩に餌をやる歌で「タプンス」と言っているのは 2 ペンスのことで、1/120 ポンドということになります。

原文では〇ポンド〇シリング〇ペンスと言っているのを、そのままではわかりにくいと思うので、全てポンド単位の小数に直して () 書きしてあります。この頃の 1 ポンドがどれ位の金額かというのは良くわかりませんが、とりあえず 10 万円位だとして読んでいって下さい。この換算レートが大き過ぎるか小さ過ぎるかは、以下の本文のいろんな金額の例で判断してみてください。

残念ながら議事録には「聖ニコラス通りにあった会社の事務所」とあるだけで、その通りのどの辺にあったか、どちら側にあったかについてすら何も書いてない。もしかするとその場所はその後 King William 大通りが作られた時の交差点にあったかも知れなかった。もしそうだとすると、場所を特定しようとしてもうまく行かなかたろう。

その正確な場所は 1935 年 12 月に確認されたが、それは今日のような姿の生命保険の生まれたところという意味で興味深い。しかし(それを探するのに)昔のロンドンの住所録(Kent の、あるい

は Baldwin の、あるいは Payne の住所録)を見ても役に立たなかった。

それは今の住所録と比べると貧弱な寄せ集めでしかない。たとえば Kent の住所録の値段は、初めたったの1シリング(0.05 ポンド)だった。ロンドンの大通りの建物は 1762 年頃から、すなわちロンドン橋の最後の家が取り壊された頃から番号が付けられるようになったが、1767 年になってはじめて「ロンドンのシティー・ウェストミンスター・サウスワーク区内の会社の重役・公職にある人・卸売商人・その他重要な貿易商である住人の名前と住所を、最近の議会の法律に従った住居の番号つきでアルファベット順に並べたリストである」という記述のある住所録(実際 Kent の住所録にそのような記述がある)が登場する。

さらに初期の住所録は会社の住所は含んでいなかった。そして生命保険会社の幹部はその当時それほど尊敬されているわけではなかったため、Baldwin の住所録にある「ロンドンのシティーおよびその周辺で取引や仕事をしている人達」の中には含まれていなかった。そのためそれらの住所録には、Equitable の初めの頃のアクチュアリーは一人も入っていないし、Dr. Jeremiah Mills のような専門家も同じように無視されている。

コメント(2)

上で「ロンドン橋の最後の家が取り壊された・・・」という記述があります。ロンドン橋には実際家が建っていたようで、というより他の都市でも橋に家が建っているというのはごく当たり前のことだったようです。フランスの例もイタリヤの例も本で読んだことがあります。

考えてみれば「橋」というのは道の途中ですから、道の両側に家が建ち並んでお店や住宅になっているのと同じように橋の両側に家が建ち並んで、1階はお店・2階は工場・3階は住居なんてのは珍しくないんでしょうね。

中国でも同じようで、この前中華屋さんに行ったらそんな感じの、橋の両側に家がびっしり建っている所を浮き彫りにした飾り物が壁にかかっていました。

日本では「橋」といったら五条の大橋で弁慶の薙刀を牛若丸がヒラリヒラリとかわしながら欄干に飛び乗ったりするんですが、欄干の代りに両側にビッシリ家が建ち並んでいて川を眺めることもできないとなったら、こんな場面はあり得ないですよ。

こんな何も見えない通りはもうあきらめて他を探そう(注:住所録から探すのはやめようということ)。Guildhall(ロンドン市庁)の図書館には下水道料金の集金人達の貴重なノートが集められている。この集金人達は Kent や Baldwin(の住所録)などと違って人を差別しないので、上流階級も下層階級も含めて料金を取り立てた人の全ての記録を残している。

この料金の帳簿は 1771 年のものから始まっているが、100 ページ程の Langbourn 区の中の 3 ページ半が「聖 Nicholas Acons 付近」となっている。名前は集金に便利なような順に並んでいるが、幸いなことに家の番号も記載されている。すなわち 34 番～39 番、18 番～23 番、1 番～11 番、25 番と 26 番、1 番と 2 番、27 番～37 番という具合だ。

名前が著名な商人のもので、その名前が(上記の)住所録にも載っている場合、その番号も同じものになっている。しかしその番号の殆どは Nicholas 通りのものだが、そのいくつかは(たとえば Abel Smith とか Rene Payne という銀行家の場合)Lombard 大通りのものだ。

そして記録には他のページに「Lombard 大通り付近」(聖 Edmund's?)という部分や「全聖職者、Lombard 大通り付近」という部分もある。その中で 1 番から 11 番は Nicholas 通りのもので、そこに一条の光が見つかる。4 番の家の家賃が 75 ポンド、すなわち Dr. Mills に支払われた金額と同じになっていて、料金支払者が John Edwards となっているのだ。

Equitable の最初のアクチュアリー William Mosdell は 1764 年に死亡し、その仕事は James Dodson に引継がれたが、彼は 1767 年に税関にポストを得た。そして彼のあとを引継いだのは John Edwards であり、彼は 1773 年 12 月に死亡するまでアクチュアリーであった。1792 年から 1799 年の間に出版された Horwood のロンドンの地図によると、Nicholas 通り4番というのは通りの西側にあり、その北側の墓地に接している。

もちろん 1771 年から 1799 年までの間に番号が付け直された可能性もあり得るが、ロンドンの大通りでは番号は殆ど変わってないし、Bishopsgate ではその例外となっているのは有名な話で、それは Bishopsgate Within と Bishopsgate Without を合体させた結果だ。

1772 年と 1773 年の下水道料金帳は失われていて、1774 年の料金帳には聖 Nicholas Acons 付近については番号が付いていないが順番は殆どその前の通りになっていて、1771 年に John Edwards がテナントだった所は 1774 年には John Vaughan と Ebenezer Robuck の名前になっており、それは Equitable がその年の初めに Blackfriars に移ったことと合致している。

住所録を 18 世紀の終わりまで比較してみると、明らかに引っ越した場合を除けば Nicholas 通りの住人の名前にはずっと同じ番号が付いている。

確証は聖 Nicholas Acons (教会) の 10 分の 1 税の帳簿からも得られた。その帳簿は 2 つの教区が合併して以来、Lombard 大通りにある聖 Edmund the King and Martyr 教会に保管されている。Nicholas 通り 1 番は Black Boy and Horseshoe という居酒屋で、家賃は 30 ポンドと安かった (Lombard 大通りの角でもあるのにもかかわらず)。2 番と 3 番は 1773 年には「空き家となり取り壊された」となっているが、それ以前の年の住人の名前は書き出してある。2 番の住人は 1760 年から 1764 年まで Thomas Watson で、そのあと Robert Irvine に代わっている。3 番の住人は 1751 年から John Read で 1764 年に Jane Monk に代わり、1765 年以降には Reginald Harriman に代わっている。それには「この家の正面は Lombard 大通り 20 番だ」という貴重な注釈が付いていて、番号は Lombard 大通りの終わりから順番に付いていることを実証している。

その次に Three Crowns 小路の 1 番と 2 番の住人の名前が載っていて、「1 番の正面は Lombard 大通り 22 番だ」という注が付いている。4 番と 5 番の間には「墓地」というマークが付いているので、4 番は戸建てであり、連続住宅 (テラスハウス) ではないことがわかる。それは「牧師館」とマークが付いていて、1761 年には空き家だった。ただし 1762 年の 10 分の 1 税支払人は Equitable の最初のアクチュアリーであった、William Mosdell だと記されていて、1765 年から 1773 年までは「生命保険会社」となっている。1774 年には 10 分の 1 税支払者は John Vaughan になっている。

コメント (3)

有名人の住所録から始まって下水道料金徴収簿、そしてついには 10 分の 1 税の帳簿とは、何とも面白い探索ですね。この 10 分の 1 税というのは教会に納める税金ですが、旧約聖書に遡る由緒正しい税金のようです。アダムスミスの国富論はちょうどこの本のテーマになっている Equitable 創業の頃書かれた本ですが、その中でも 10 分の 1 税のことがいろいろ書いてあります。

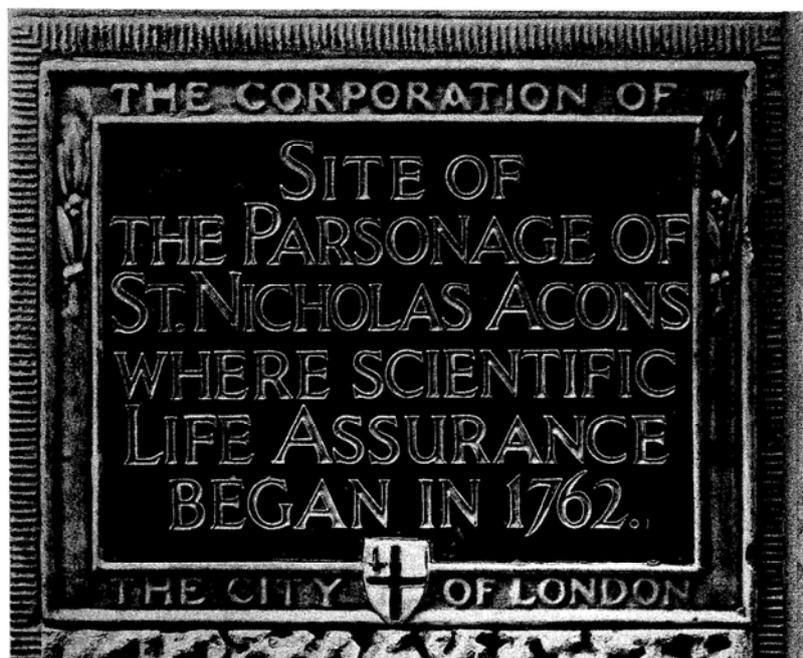
ここまでくると Equitable の書類の中に Nicholas 通りの建物の家主は Dean of Exeter だというメモが見つかる。だとすると何故家賃をお医者さんに払っているんだろう。しかし Dr. Jeremiah (の Dr.) は医者 of the doctor なんだろうか。ひょっとして彼は神学博士で同時に神学部長なのだろうか (注: 神学博士も Dr. です。)。だとすると彼が牧師館の権利を持っているのも理解できる。特にもし彼が両方の教区の教区牧師であって、二つの牧師館のどちらか一方好きな方を使うことができると考えれば。

そこで我々は聖 Edmund 教会に行き、その壁に素晴らしい大理石の碑があって、Jeremiah Milles D.D.師が 1746 年から 1784 年に死亡するまで合併した教区の牧師であり、さらに Exeter 大聖堂の牧師でもあったことが記されていることを発見する。Dr. Milles はその最後の 15-16 年間は古物収集家協会の会長でもあったので、この関係で疑う余地もなく彼は余分の牧師館を貸すことを、古物収集家でもあり今で言えば Equitable の社長でもあった、Edward+Rowe Mores と話したに違いない。

その場所は現在は Westminster 銀行の Lombard 大通りオフィスのうしろの部分になっており、墓地をはさんで反対側は有名な London 生命のオフィスになっている。

終身保険の最初の契約がスターとしたのは、実際には Cornhill の White Lion という居酒屋であった。そこで Equitable の理事達は 1762 年に最初の 6 回の毎週の定例理事会を開き、27 件の契約申込を引き受けた。その時 Nicholas 通りのオフィスは準備中であった。その居酒屋は 1765 年に焼け落ちたが、それは現在の Union Bank of Scotland の後の方の建物の所で White Lion 小路に入ろうとする右側に建っていた。そしてそれは Bishopsgate に通じており、その小路の反対側は、伝承によるとロンドンで最初のキリスト教会であり、最初の司教がいたとされる S. Peter-upon-Cornhill だ。その聖具室には詳しい地図があり、それは Horwood の地図と同様に明瞭に牧師館が Three Crowns 小路により北側が分離され、南側は墓地により分離されていたことを示している。

注：この論文を発表した結果、ロンドンのシティは Westminster Bank の協力により Nicholas 通りの壁に次のような銘文の額を付けた。



4. Plaque on the site of the Society's first office, in Nicholas Lane

聖 Nicholas Acons の牧師館跡、ここで科学的生命保険が 1762 年に開始された。

コメント (4)

とりあえずここまでで第 1 部、Equitable の最初のオフィスのあった場所探しの話はおしまいです。原本は上記の額についてその文言だけが付いていたのですが、別の本にその額自体の写真があったのでそれを付けておきます。

生命保険のはじまり

I (原文 16 ページ)

死亡率の統計にもとづく生命保険は 1762 年 9 月 16 日、保険金額 100 ポンドの 7 つの終身保険契約のうち 6 件は Equitable の理事自身の契約で、残る 1 件はその初代アクチュアリー の William Mosdell の契約一を引き受けたことによって始まった。

この毎週の定例理事会の最初の会長となったのは大英博物館の最初の主席司書であり、英国海軍に採用された改良型航海用コンパスの発明者でもある、Dr. Gowin Knight F.R.S. であった。彼の次の主席司書の Joseph Planta F.R.S. も 42 年後に Equitable の理事になったが、彼らの肖像は他の人々のものと並んで大英博物館の会議室の壁に飾られている。

コメント (5)

いよいよ Equitable の会社自体の話になります。

まず Equitable という会社の組織ですが、これは今で言う「相互会社」の組織でした。その当時株式会社というのはウサン臭い存在で、ちゃんとした株式会社にするためには王様の特許状(あるいは勅許状)を出してもらって、特別に個別の法律を作ってもらわなければならなかったということです。アダムスミスの国富論にも、「無限責任の個人会社は信用できるけど有限責任の株式会社は信用できない」などという話があります(正確には合本会社(joint stock company)と、合名会社(private copartnery)あるいは個人事業(private business)との比較です)。

東インド会社やイングランド銀行等はそのような特許状の下に作られた会社で、南海バブルで有名な南海会社というのもそのような会社です。後に Equitable と比較で何度か登場する損保会社の Royal Exchange とか London Assurance という会社もそのような特許状のもとで設立された会社ですが、これらの会社はその特許状を出してもらうために国に大金を払いました。Equitable はお金を払わなかったため、それも特許状が出なかった一因となっているようです。

もう一つの理由は、その南海バブルの南海会社が特許状の下で設立され、熱狂的な人気でバブルを膨らませたあげくバブルを破裂させ大騒ぎになってしまって、しばらく株式会社の設立はよっぽどのことがないと認めないという流れになっていたようです。

それで Equitable は特許状付のちゃんとした株式会社になれなかったため、相互会社としてスタートしたのですが、その会社のルールは Deed of Settlement という文書に定められていました。ここではこの文書を「定款」と訳しています。

上で「理事」とか「理事会」と言っているのは、「director」とか「board of directors」の訳で、通常は取締役とか取締役会と訳される言葉です。この組織が株式会社でなく、また director や board of directors の役割も今日我々が通常考える株式会社の取締役や取締役会の役割と大分違うので、ここではわざと理事とか理事会とかの言葉を使ってみました。

Equitable の理事会には 2 種類あって、1 つは毎週開かれる定例の理事会で、保険契約の申込を引き受けるかどうかだけを議論する会議で、それ以外の、理事会として検討したり決議したりしなければならない議題については、別途日時を決めて理事会を招集するということだったようです。この招集理事会の方は必要の都度、随時開かれていたようです。

この理事会の上の組織として会員総会があり、生命保険の加入者は全て Equitable の会員になり、会員総会の参加メンバーになるということのようです。Equitable について「会社は・・・」という所、原文では「Society」という言葉を使っています。そこで「member」のことを「会員」と訳すことにしました。「総会」は「general court」の訳です。

総会は少なくとも年 1 回、理事の改選のために開かれるものを定時総会として、その他にも随時開かれたようで、少なくともあと年 3 回、四半期ごとに業績報告のための総会が開かれていたようです。

日本では相互会社の総会(社員総会)というのは規定はあるのですが、現実には総会の代りに総代会(社員総代会)を作ってそこでいろいろ決めるのですが、Equitable の場合は総代会はなくて、ちゃんと総会(会員総会)を開いていたようです。

理事会の会長というは「president」の訳です。この「president」というのは日本では普通「社長」と訳すのですが、社長というのもちょっと感じが違うので「会長」としました。英語では会社の社長も president ですし、アメリカの大統領も president です。この前(2011年1月)中国の胡錦濤主席が訪米しましたが、この主席も英語では president でした。日本語では社長・大統領・国家主席、それぞれに違ったイメージがありますが、英語では皆 president になっちゃうんですね。

なお上で、名前の脇に F.R.S.というのが付いています。これは Fellow of the Royal Society の略で「王立協会の正会員」ということです。日本で言えば「学士院会員」と同じような、一流の学者ということですよ。

イギリスではタイトルが非常に重視されるようで、几帳面にタイトルを名前の脇に付けることになっているようです。この F.R.S.のロイヤルソサエティ(王立協会)というのは、あのニュートンが何十年も会長を続けたこともある由緒正しい団体で、学者もこの Fellow になると一流の学者として認められるということのようです。

Equitable 創設の基となった James Dodson も、努力の末ようやく一人前の数学者として認められて F.R.S になり、そこで(Amicable 社の)生命保険に入ろうとしたら年齢制限に引っかかって入れてもらえなかった。そこで一念発起、年齢が高くても入ることができ、若い人も年寄りも公平に扱われる生命保険会社を作ろうというのが Equitable 創設のきっかけになったわけです。James Dodson は Equitable がスタートする前に死んでしまったので、結局保険には入れなかったし、Amicable も保険金を払わずに済んで良かったということですが。

最初の契約 (原文 16 ページ)

毎週の定例理事会はほとんど生命保険契約の申込だけを扱った。他の、理事会で扱う必要のある事項は「招集理事会」とよばれる、必要の都度招集されて開かれる理事会で扱われた。

上記の契約のうちの第一号は Edward-Rowe Mores に与えられた。彼は Oxford の Queen's College の卒業生で、古物収集家協会の正会員であった。彼は Etloe House を建てそこに住んだが、それは後日 Cardinal Wiseman の住処となり、現在も Essex の Low Leyton に建っている。彼の保険契約について議事録では以下のように記されている。

『そして Essex Esqr 州の Leyton の Edward Rowe Mores の宣言が読み上げられた。

Deed of Settlement(定款)で指名されている理事の一人が次のように述べた。「彼は 32 歳であり、この会(Society)で彼の生命に対して(そしてそれが続く限り)100 ポンドの保険を設定したいと思っている。彼の健康状態は現在極めて良好であり、またこれまでもそうだった。彼は酒や不摂生に溺れてはいない、等々」

そして Mr. Mores が会議を退席した後、理事会は十分な審議のあと

Mr. Mores を 100 ポンドで保障すること

その保険は年払保険料 3 ポンド 17 シリング 6 ペンス(3.875 ポンド)で保障することを決議した。

Mr. Mores はこの決議を知らされ、これに同意し、1 年分の保険料として 3 ポンド 17 シリング 6 ペンス(3.875 ポンド)を、入会手数料として 15 シリング(0.75 ポンド)を払い、預託金として 20 シリング(1 ポンド)預けたので、契約書を発行するよう命じられた。』

コメント (6)

あとからも出てきますが、この Edward Rowe Mores というのが Equitable の最初の経営責任者です。当初 Equitable は死亡率にもとづく生命保険料を計算し(そのために死亡率表まで作りました)、Equitable を始めようとしていた James Dodson が経営責任者になる予定だったのですが、彼は Equitable がスタートする前に亡くなってしまい、代わりにこの Edward Rowe Mores が経営責任者になったということです。この Mores は今後しばしば登場しますので、そのつもりで読んで下さい。彼は理事の一人でもあり、また Equitable をスタートさせるための基金の最大の拠出者でもあった人です。

James Dodson と違って正式な数学者の資格はなかったようですが、James Dodson の保険料計算の仕組を十分理解し、生命保険会社経営の実務を主導することができるだけの数学的素養もあった人のようです。

1763 年の終わりまで議事録は、綴じられていない foolscap の紙に書かれていたが、それはその後まとめて綴じられた。1763 年より後は議事録用の帳簿が使用されるようになった。その帳簿には数巻にわたり契約の詳細な記述が冗長に生真面目に書かれている。それに比べると上の記述は(主たる発起人の契約であるため)簡潔かつ簡明に書かれている。

最も冗長なのは、ある人が別の人の生命に保険をかける契約の場合で、時には 3,000 語になるものもあった。これは後日の法制化を先取りするように、理事達は契約を引き受けるにあたって被保険利益の証明を求めたためだ。そして理事達はその証明に満足しない時は契約を断るか、あるいは彼らが被保険利益に相当すると考えるもっと低い保険金額で契約を引受けた。

コメント (7)

上で「被保険利益」という言葉が出てきました。これは保険というのは損失をカバーするために使うものであって、「保険で儲けてはいけない」という基本となる考え方です。このため保険金額は保険事故が起こった時に発生する損失の範囲内でなければならないとするルールを設定するもので、この発生する損失のことを被保険利益と言います。

このルールがないと、何の利害関係もない、たとえば王様や総理大臣の生死について保険に入ることによって保険がギャンブルになってしまいます。保険はギャンブルになりやすいのでそれを厳密に制限するため、イギリスでは「生命保険法(別名:賭博法)」という法律で被保険利益を超える保険金額の保険契約を禁止していますが、その法律ができたのは 1774 年のことで Equitable のルールはそれを先取りしているということです。

申込書 (原文 18 ページ)

これらの記述には「AND THAT & c.」という言葉が説明もなしに繰り返し出てくる。Mr. Mores 自身のケースについて、その余白に彼自身が手書きで「申込書の全体がここに挿入されなければならない。でなければ &c.は何を指しているのか(わからないじゃないか)」という注釈を付けていることは今まで注意されていない。

この答えは初期の契約の申込書を見ればわかる。中でも単純な申込書は申込人が自身の死亡に対して保険をかける場合で、次のようになっている。

私〇〇

は the Society for Equitable Assurances on Lives and Survivorships のメンバーになることを欲しており、その Society において保険金額

〇〇

の保険に入ろうと思っており、保険が付される人に関する年齢・健康状態その他の状況を書面で宣告することを求めている Society の Dead of Settlement(定款)の条項を熟読し、検討した。

そしてここに宣言する:

私は〇歳

であり、生れたのは

〇

であり、飲酒その他の不摂生にふけていないし、私の寿命を短くするような異常も持っていない。

これは言葉通り真実で誠実な宣言であり、何らごまかしや留保や欺瞞や共謀を含んでいない。

私は、これは Society と私との間の契約についても同様であることに満足しており、同意する。

17〇〇年 〇月〇日 署名

被保険利益 (原文 20 ページ)

他人の生命の保険の場合の、もっと長い申込書の様式を全部示す必要はないだろうが、その部分を抜粋した次を見れば、理事達が実際の被保険利益を超えるギャンブル的な保険にどう備えたかがわかる。

また他の人の生命についての保険に入ろうとする者は、その他人の生命に関して被保険利益を持っているという宣言にサインしなければいけないという、この会(Society)の会員総会の指示も熟読し、検討した。

そしてここに宣言する。

その者〇〇の年齢は〇歳を超えていない。その者は天然痘を終えており、またその者〇〇はその者の余命を短くするような異常がない。私はその者〇〇の生命に対して、上記の保険金額〇ポンド全額までの利害関係を有している。

保険金額を未払い債務の額までに限定することにより、理事達はもちろん保守的過ぎたといえる。現今では債務者が支払不能になる場合もあることから、支払保険料の累計額とその利子相当額も被保険利益に加算することができる。

コメント (8)

この部分は、債務者が債務を支払う前に死亡して債権が全額回収できない場合に備えて、債権者が(契約者になって)生命保険に入るケースについて述べています。

日本の住宅ローンの団体信用生命保険なんかの場合は、保険料は実質的に債務者が負担するので、被保険利益は債務残高のみとなりますが、この Equitable の場合は保険料を債権者が負担するので、被保険利益(あるいは債務者死亡の場合の債権者の損害額)は、債務残高に加え、債権者が負担した保険料もそれに該当するという事です。

当時の Equitable ではその保険料分は被保険利益に入れなかったけれど、この本が書かれた 1930 年代にはイギリスではその保険料分も被保険利益に入れていたということのようです。

面白いコメントです。

保険期間 (原文 20 ページ)

知ったかぶりをする人は Equitable の初期の契約の継続期間が短かったことを、これはその当時の状況から仕方なかったという事情を考慮せずに揶揄している。

その当時の人は(自分の死後の)扶養家族の財政的な心配をすることは一般的ではなく、多くの生命保険は債務者が死亡する時の債権の回収の手段として使われた。債務の返済が終われば終身保険は必要がなくなったし、債務の返済のために給料を差し押さえるなどの場合は、保険期間を1年・3年・7年などの短期の期間にすることが一般的だった。また場合によっては債務がなくなった時は契約は終了するという条項が(Equitable により)付けられることもあった。

女性を含む契約申込人の多くは、このような金貸し業を大規模に行なっていたようで、その金貸しの顧客の中には歴史上の人物の名前もみつかるとのこと。west-end の仕立屋が 1,000 ポンドあるいは 2,000 ポンドの保険を Jeffery Farnol の伊達男や摂政時代の金持ちの社交家の前兆のような名家の若い人の死亡に対してかけるというのも珍しくはなかった。

しかし我々は医者や Peternoster 通りの本屋などによる時には何千ポンドもの無差別の貸付けには眉をひそめざるを得ない。

加入年齢 (原文 22 ページ)

加入時の年齢は最初、既に達した年齢、すなわち「直前の誕生日の年齢」(注:日本でいう、いわゆる満年齢)だった。しかし程なく「直後の誕生日の年齢」に変更された。

年齢がちょうど何歳ということだけでなく、誕生日と誕生日の間である場合、保険料を補間して計算することになっているのであれば「直前の誕生日で」何歳といおうと、「直後の誕生日で」何歳と言おうと表示だけの問題でどちらでも変わりはないようなものだったが、現実には人間的要素のため誕生日の間で均等に加入するのではなく、どうしても後の方、誕生日の近くに集中するようだ。

そのため補間の計算も高い年齢の方に 2/3 あるいは 3/4 の重みをつける平均にしなければならぬ。同様に、もし保険料を補間しないでちょうど何歳の年齢の保険料を使う場合、「最も近い誕生日の年

齢」(日本ではいわゆる保険年齢)を採用する場合、実際に入ってくるのは誕生日の前の人より誕生日の後の人の方が多い、という形で悪用された。現代的な「1/4 年単位の年齢」方式により、そのような悪用は無効にされている。

コメント (9)

ここの加入時の年齢の計算はなかなかやっかいな問題です。というのも、「保険に入る人は誕生日に入る」という決まりはないので、加入時の年齢には通常、年未満の端数があり(すなわち今〇歳と〇ヵ月〇日という場合の〇ヵ月〇日の部分)、これを切り上げたり切り捨てたり四捨五入したりして整数の年齢にして、その年齢の保険料を適用するというをしているからです。

どんなやり方をしようと、年齢の計算の仕方と保険料の決め方で辻褄が合っていればそれで良いだけのことですが、やはりどこかのタイミングで保険料が1歳分高くなるということになると、その直前に保険に入りたくなるのは自然なことのようにです。

「age last birthday」というのは「この前の誕生日での年齢」ということですから、日本のいわゆる満年齢と同じになります。「age next birthday」というのは「この次の誕生日での年齢」ということですから、満年齢+1歳ということになります。「age nearest birthday」というのは「この前の誕生日とこの次の誕生日と、近い方の誕生日での年齢」ということになるので、年齢の端数を四捨五入したものと同じになります。日本ではこれを「保険年齢」と称して、昔からの日本社の生命保険会社が使っている方法です。

日本流のいわゆる「数え年」という方法もあり得るんですが、使われることはないようです。これを英語で言うとなると「age next New year's day + 1」ということになるんでしょうか。

日本では「age last birthday」と「age nearest birthday」が一般に使われていて、「age next birthday」が使われることはありません。

また「1/4 年単位の年齢」というのも面白いですが、これが日本で使われているという話は聞いたことがありません。原文は 1930 年代に書かれた本ですから、その当時イギリスでこんなやり方をやっていたとすると面白いですね。

医的診査（原文 23 ページ）

医的診査は行なわれなかった。それは前の記述から「申込者は理事達の前に出頭することが期待された」ということが導かれることからわかる。

それができない場合、代理人 (Equitable のスタッフの一人が代理人になることもあった) が代理で出頭したが、その場合は本人が出頭しないことのために特別保険料が上乘せされた。このような理事達による申込人の直接査定方式は、見たこともない申込人を医的報告書だけで判断することに比べれば多くの利点があるが、Equitable にはさらに2つの追加的な有利な条件があり、見かけで騙されやすいケースについて、リスクが潜り込むのを防いでいた。

1. William Morgan. F.R.S.は、1774 年に assistant actuary になり、1775 年 2 月からアクチュアリーになり、1830 年 12 月に引退するまで 56 年間にわたってその職にあったが、彼自身有資格者の医師であり Guy's 病院での有資格者であった。
2. 理事を改選するための会員総会の第1回目は、開業から 20 ヶ月後の 1764 年 5 月に開催された。そのため 50 回目の改選は 1813 年の 5 月に行なわれた。(これにより 1938 年(注:この本が書かれた直後)の改選は 175 回目ということになるが、1762 年の創業ということで第 176 回総会と呼ばれている。一方それ以外の追加的な総会は四半期決算を確認するために3ヵ月ごとに行なわれていたので、その回数は 176 よりはるかに大きい)。

その 50 回目の選挙までの半世紀の期間を見ると、Equitable の理事会に内科医あるいは外科医あるいは薬剤師が一人もいなかったような事は一度もなかった。(内科医 (physician) というのは、元々は病気についてアドバイスする人間を意味していて、薬剤師 (apothecary) は自分の薬で実際に治療する人のことを言っていた。でもこれは我々に関する限り歴史以前の話ではない)。

最初の 50 年間の理事会には平均して2人以上の内科医あるいは外科医である理事がおり、1774 年～1775 年と 1790 年～91 年の2年間には理事の4分の1以上、すなわち 15 人中4人の内科医ないし外科医がいた。そしてその人達は殆ど皆、有名な人だった。

Harvey の演説家だったり Gulstone の講義をする人だったり、ロンドン病院・聖トマス病院・Guy's 病院・聖 George 病院の内科医だったり、医学の教科書の著者だったり、学生を教える人だったりした。

コメント (10)

契約の申込をするのに、本人が理事会に出席(出頭)して理事さん達の前で自分が健康だと証明(証言)するというのは、保険に入る方も大変だし、それを確認する理事さん達も大変ですね。

申込書の内容を読み上げて、自分の名前や生年月日を言い、申込書の内容に間違いがないことを「誓います」なんていう手続きをしていると、それなりに時間がかかります。1時間に5人こなせたとして6時間で30人。1年間 50 週としてせいぜい 1,500 人。実際にはこれよりはるかに少ない数だったんでしょうね。Equitable はどちらかといえば高額契約が多いので収支的にこれで何とかなるんでしょうが、契約件数はなかなか増えそうもありませんね。

前の「生命保険の生まれた場所」の最後の所では、最初の6回の定例理事会で「27 件の終身保険が引受けられた」となっています。これだと1回あたりせいぜい5件ということになります。

さらに既に述べた(注:「生命保険のはじまり」の頭の所で、Equitable の最初の会長として登場しています)Dr. Gowin Knight は外科について(磁気についても)本を書いたが、そのほか最初の理事会には低地三国(ベネルクス三国)にいた Duke of Cumberland の陸軍の医師だった、Sir John Baptist Silvester, M.D., F.R.S.や、陸軍の医師として指名されていた Hon. Coote Molesworth M.D., F.R.S.(最初の Molesworth 伯爵の息子)もいた。

Equitable の vice-president に何度もなった二人のうちの一の Thomas Manningham, M.D.は Jermyn 大通りに素敵な診療所を持っていたし、William Osborn, M.D.は外科医をやめて、Store 大通りの産院で産科医となり、後に Kent に屋敷を買って引退するまで産科の器具を改良し、1,200 人余もの産科医・助産婦に講義し、教育した。

Hugh Smith, M.D.は慈善家で、1780 年頃に Great Tower 大通りの一般診療所をやめて west end に近い Blackfriars の New Bridge 大通りのコンサルタント診療所に移り、市の助役となった。

College of Physicians の fellow であった聖 James 病院の James Hervey M.D.は、国立ワクチン施設の初代医局員だった。Dr. William Saunders, F.R.C.P., F.R.S.は肝臓の研究を進め、王立 Medical & Chirurgical Society の初代の会長となった。John Clarke, M.D.はロンドンの産科病院をナイトに叙せられた彼の兄弟に譲り、その後女性と子供の病気の専門家となり、Laryngismus Stridulus の正しい処方方始めて作った。

Mayfair の Dr. C.R. Pemberton, F.R.C.P., F.R.S.は Prince of Wales の、そして Duke of Cumberland の、そしてその後王の特別医師(Physician-Extraordinary)となった。

コメント (11)

このあたり、お医者さんの話はなんとも往生しました。多分イギリスでは皆高名なお医者さんなんですが、250 年前のイギリスの医療の事情なんて全くわかりませんから、このあたりの訳はあまり自信がありません。ただし「産科」というのがかなり重要だったようなことはわかります。

また人の名前のあとに几帳面に肩書きが付いています。これはいかにもイギリスらしい丁寧さです。M.D.はお医者さんの Medical Doctor、F.R.S は Fellow of Royal Society で、Royal Society(王立協会)というのは、この会員(Fellow)になると一流の学者として認められたという位の由緒正しい会で、有名な人は皆この F.R.S.になっています。

Equitable の生みの親である James Dodson も数学者として有名になりいろいろ本を書いたりして、50 歳を過ぎてようやくこの F.R.S.になったのを機に自分もここまで出世したんだから生命保険に入ろうとして、後に出てくる Amicable Society に加入を申し込んだところ年齢オーバーで(James Dodson はその時 54 歳か何かで Amicable Society の加入年齢は上限が 45 歳までだったようです)加入できず、そこで一念発起、年齢が高くても加入できる保険会社を作ろうとして Equitable ができたという話になっています。

医師のスタッフが採用されたのは 100 年後より4年だけ前の、96 年経った後の 1858 年だった。このように遅くなったのは、Equitable の会員(契約者)自体が原因であり、反動的な理事会のせいではない。

既にその 82 年前、1776 年 4 月 2 日に招集された理事会で、

『理事会は健康状態の悪い人を加入させてしまうリスクに Equitable がさらされていることを考慮し、また会長が Dr. Price から受取ったそのことについての手紙について理事会に報告したので、その結果、理事会は全員一致で次のように決議した。すなわち、

信用できる医師を理事会のアシスタントとして採用し、毎週の定例理事会に出席させ、被保険者の健康状態に関する意見について理事を補助し、それに関する環境その他の調査をし、そ

の結果を理事会に報告させることは Equitable の安全とそれを永久に確立するために非常に貢献することになるだろう。

そしてそのために理事会はそのような社員を採用し、年 100 ギニー(105 ポンド)を超えない報酬を与える権限を与えられることが望ましい』

翌月選任された 1776-7 年の理事会は、このような採用は Equitable の繁栄のために貢献するだろうと、その決議を 1776 年 8 月 21 日に開かれた招集された理事会で支持した。しかし 1776 年 10 月 3 日の会員総会において「その決議に疑問が提示され、それは否決された」。今日では生命保険会社は医的審査を次第に少なくする方向に動いている。

コメント (12)

この、Equitable のスタッフとして医師が採用されるまで 100 年もかかったというのも面白いですね。しかも理事会ではその必要性を認めて会員総会に提案しているにもかかわらず、総会で否決されてしまって採用できなかったなどというのは、総会がシャンシャン総会ではなかったということですね。

日本では相互会社は社員総代会が会社の経営者の言いなりで何の役にも立たず、ガバナンスが成立しないから株式会社の方が良いんだなんていう議論がもっぱらですが、最初の生命保険相互会社の総会は、なかなか強かったんですね。

II (原文 27 ページ)

話を続ける前にまずは方向を定め、環境に慣れるようにしよう。

我々が考えているのは 1762 年 9 月に始まる時期、すなわち Master of Bellantrae が決闘で傷ついた 5 年半後、彼が兄弟の仇討ちに戻る 1 年半前のことだ。イギリスはまだその後、アメリカ合衆国となったアメリカ植民地を失っておらず、英国の誰も聖職者 Richard Price, D.D. ほど熱心にその独立のために働いた者はいなかった。彼は後に 1780 年に Equitable が使うために、かの有名な Northampton 死亡表を作成した。また最初はある意味で(彼の若い甥である William Morgan が本格的に仕事をするようになるまで) Equitable の consulting actuary であった。

フランスはまだ王国だった。とはいえ圧制による騒乱のために沸騰していた。そして Dr. Price はその革命に関しても強い闘士であった。とはいえ彼が長生きしてその革命の残虐性を聞いたとしたら、その革命を支持することをやめただろうが。それは我々の世界とは全く違った世界だった。

autres temps, autres moeurs (時代が違えば習慣も異なる)

その時代を探検家する者にとってまず最初に印象的なのは、その時代の圧倒的な手書きの多さだ。我々のタイプライターの時代にカリグラフィー(英語の習字)はもはや失われた技術のようなものだ。アダム・スミスはまだ「国富論」を出版していない。分業も今ほど進んでいない。

そのため、ある男が帽子屋であり同時に株式ブローカーであるという現実のケースであっても、驚くことではない。あるいは会社の最初の副会長の一人であり後に会長になった、Sir Richard Glyn が、Hatton garden の塩・穀物商をやめて Lombard 大通りに銀行業の Glyn, Mills & Company を始めたことも驚くことではない。国の発展は Herbert Spencer の言葉を借りれば「限定されない、から限定された、への進歩」ということができる。我々は祖先より柔軟ではない。

また今日では男の子に Abednego, Heretage, Patience, Woollball などという洗礼名を、女の子に Tryphena などという洗礼名をつけることは普通行なわれない。

姓については我々は同じ人がある時は Fox といい、別の時には ffox といってみたり、ある時は f Fleming、別の時は Fleming と言ってみたりはしない。あるいは同じ教区がある時は聖 Faith、別の時は聖 ffaith などと言ったりはしない。支持者 (upholders) が upholsterers に変形したり、accountants が accountants になつたりしたので、近い将来果物商 (fruiterer) が省略されて fruiter になるかも知れないと思われた。しかし理事の一人であり、上流階級の一人として Grosvenor スクエアに住み、Court of Common Pleas の prothonotaries の一人と言われた Mr. Robert Ray の職業と同様なものは今日では何だろう。

Niepce と Daguerre が写真に成功したのは 19 世紀になってからだが、幸いなことに昔の理事やパイオニア達の版画や油絵の肖像画は多数残っている。彫刻もある。ある人には単に「Mr.」となっているのに、ある人には「esquire」という敬称をわざわざつけている几帳面さは微笑ましい。

申込人が会社名を言わずに単に clerk (事務員) と表示されている時は、彼は疑いもなく聖職者・牧師すなわち教会等の事務職だ。掃除夫を名乗る人が 4 桁の金額 (1,000 ポンドの桁の保険金額) の契約を申し込んでいるのを発見して驚くかも知れないが、少し考えれば彼はそれらの人を雇って働かせている人で、その雇った人にさせている仕事を彼の職業欄に記入しているということがすぐわかる。

昔流の心配りから年配の独身女性には“Mrs.”というタイトルをつけている。そのほかにも多くの古風なやり方がみつかると。たとえば「この前の 6 月 21 日の、この前の招集された理事会の議事録」などという表現だ。しかし別に難しいことではない。2 世紀弱という時間の違いは大きなものではない。Chaucer は言語が理解できなくなるほど変化するのには千年かかると言っている。

“Ye knowe eek that in forme of speche is chaunge with-inne a thousand yeer”

500 年後でもちょっと練習すればすぐわかるようになる。

コメント (13)

Equitable がスタートしたのが 1762 年、アダムスミスの「国富論」が出版されたのが 1776 年、アメリカの独立戦争は始まったのが 1775 年、終わったのが 1783 年。フランス革命は 1789 年～1799 年。そのあとを引継ぐのがナポレオンで、ナポレオンがヨーロッパ中を占領して最終的にイギリスに負けセントヘレナに流されたのが 1815 年です。

ということで、この時代のことを知るのにアダムスミスの「国富論」は非常に参考になります。本を書くというのは、その少し前の時代を前提に書くわけですから、それがちょうど Equitable がスタートした頃だということになります。

産業革命は始まりの兆しが見えつつあったというくらいですし、いろんな職業ができ始めていたとはいっても、職業の分化や分業がそれほど進んでいたというわけでもないといった、面白い時代です。

そのあたり原文ではちょっと垣間見えるくらいですが、国富論を読むといろいろ面白い話に出くわします。

カレンダーの変更 (原文 30 ページ)

コメント (14)

生命保険では保険料を加入時の年齢で決めることから、年齢の計算が非常に重要になります。年齢を決めるには誕生日から加入日までの年数を計算するので、誕生日と加入日の記述の仕方が重要になります。そのためどのような暦を使って誕生日や加入日を記載するか、年の数え方はどのようにするかというのが重要になります。

イギリスではユリウス暦からグレゴリウス暦(これは今日本でも普通に使われている暦と同じものです)への移行を 1752 年に行なっています。すなわち Equitable の初期の加入者の殆どは誕生日はユリウス暦で、加入日はグレゴリウス暦で数えているということです。

さらにその上、イギリスでは年の初めと終わりについても様々な決まりがあり、とても厄介です(日本では大昔からどんな暦を使っても、1年は正月元旦に始まって 12 月末日で終わると決まっているので分かりやすいのですが、イギリスではそうではないようです)。

で、暦については結構面倒くさくて、その一方非常に興味深い面白い話がいくつもあるので、それについては別途まとめて解説します。

18 世紀の前半の頃には January から December までの 1 年の最初の 12 週間のうちの誕生日は議事録には“exeunte anno”(去り行く年)とか“ineunte anno”(来たりつつある年)という注釈が付いている。あるいは歴史の本や事典などでは良く使われているように 1730/1 などというように、二重の年数を使う方法が取られた。たとえば Edward-Rowe Mores の場合、彼が学んだ Merchant Taylors' School の記録には、毎学年ごとに 1730 年 January 13 日生まれとなっている。彼が死んだのは 1778 年 November 28 日だが、その時彼は 48 歳になっていなかった。なぜなら彼の誕生日は“exeunte anno”であったからで、“ineunte anno”では 1731 年 January 13 日となるからだ。

こうなった理由は現代的な生命保険が生まれた 10 年前、すなわち 1752 年はカレンダーの二重の改正が行なわれたからだ。

- (a) 昔の方式ではカレンダーと現実の乖離が次第に増えることがわかった。たとえば真夏が次第に夏至からずれていった。これは春分・秋分を基準とする 1 年の長さは約 365 と 1/4 日だが、ユリウスシーザー(そのとき Pontifex Maximus(最高神官)だった)はそれを修正するために紀元前 46 年(Macrobius によりこれは「混乱の年」とよばれている)を通常の 1 年の 1 と 1/4 倍の長さとしてしまい、紀元前 45 年からユリウス暦を始めた。

その暦では 4 年ごとに閏年があり、その年は 1 年の長さが 366 日と決められた。これで問題は解決したようにみえたが、実際は 1 年の長さは 365 と 1/4 日よりほんのちょっと短い。そのため真夏が今度は反対方向に、夏至より次第に(とはいえ以前より遥かにゆっくりとではあったが)ずれていった。そして 1582 年にローマ法王グレゴリー 13 世がグレゴリー暦を定め、それによると世紀の変わり目の年の数が 100 の倍数になる年のうち、4 回のうち 3 回を閏年でなくし、1 回だけ閏年となるようにした。すなわち年の数が 100 で割り切れて 400 で割り切れなければ閏年ではないとした。たとえば 1600 年は閏年だが、1700 年・1800 年・1900 年は閏年じゃないという具合だ。

このグレゴリー暦とユリウス暦の違いは

1700 年 February 末までは	10 日の違い
1800 年 February 末までは	11 日の違い
1900 年 February 末までは	12 日の違い

となる。

英国ではグレゴリー暦が採用されたのは 1752 年だった。その年、September 3 日木曜日を September 14 日にするという方法で、11 日分調整された。

政府の会計年は 1751 年までは Michaelmas Day (聖 Michael の日) の September 29 日に終わることになっていたが、1751-2 年の歳入が閏年のちょうど 1 年分になるように、1752 年以降は 11 日あとの October 10 日に終わることになった。

1800 年に政府は会計年をクリスマスの 11 日後すなわち January 5 日に終わると変更した。

1854 年には今度は Lady Day (March 5 日) の 11 日後、すなわち April 5 日に終わるように変更した。それは今でも所得税ベースの年の終わりの日となっている。

- (b) 教会の年はキリストの誕生日 December 25 日に始まるとされていた。それはその後聖母マリアの(受胎告知の)日、March 25 日から始まると変更された。そして民法上の、あるいは法律上の年は 1751 年以前はイギリスではその March 25 日から始まるとされていた。

しかしながらそのしばらく前から歴史上の年は January 1 日から始まるとされていた。1752 年 January 1 日から法律上の、あるいは民法上の年は歴史上の年と同じとされ、今と同じカレンダーが使われるようになった。その結果、18 世紀の前半に、聖母マリアの日 (March 25 日) の前に生まれた人は生れ年が 2 つあることになった。

コメント (15)

カレンダーについては、面白い話がたくさんあるので別途説明を用意しています。ただし、こここの所の記述に直接関係することだけ、簡単にコメントします。

まず最初にユリウスシーザーがユリウス暦を始めた紀元前 46 年・45 年のことです。

シーザーは最高神官だったので、暦を作る責任者でした。で、当時ローマはいわゆる旧暦と同様、太陰太陽暦を使っていたので、大体 3 年に 1 回くらい閏月を入れなければいけなかったのですが、初めはヨーロッパの征服のため、そのあとすぐ、当時最高権力者になるため戦争に次ぐ戦争で、それができませんでした。そのため何回か閏月を入れ損なったので、暦が大幅に狂ってしまいました。そこで太陽暦に変更するに際し、この紀元前 46 年に通常の閏月と、それ以外に特別の追加の閏月を 2 カ月分入れ、合わせて 15 カ月 445 日の 1 年とし、その翌年から太陽暦のユリウス暦を始めた・・・ということです。何とも思い切ったやり方です。

ここで 1 年の初めが March 25 日だなどという記述があります。これはどういうことかという、

1483 年 March 22 日 1483 年 March 23 日 1483 年 March 24 日

ときて、その翌日が

1484 年 March 25 日 (ここで年が変わります)

そのあと

1484 年 March 26 日 1484 年 March 27 日

ときて

1484 年 December 30 日 1484 年 December 31 日

1484 年 January 1 日 1484 年 January 2 日 (ここでは年は変わりません)

となるということです。

新しい年が March 25 日から始まるという、とてつもないやり方です。

上に書いたように、イギリスでは 1752 年の September 3 日の翌日を 14 日にするというやり方で、カレンダーを変えました。

日本でも明治の初めに、それまでの太陰太陽暦(いわゆる旧暦)を太陽暦(グレゴリー暦)に変更したことがあるんですが、その時の方法は

明治5年 12 月を2日で終わりにし

その翌日を明治6年1月1日として、あと1月2日・1月3日と続けるという方法です。途中で変えるなんてことをしないで、ちゃんと1月1日をスタートとしているわけです。

上の説明で、3月 23 日とか3月 24 日と書く代りに、March 23 日、March 24 日と書きました。

日本でも弥生(3月)とか霜月(11月)とかの言い方はありますが、正式なのは1月・2月・・・の方です。ところがヨーロッパでは便宜上、1月・2月を使いますが、正式なのは January・February・・・の方です。ですから年がどこから始まろうと構わないといえば構わないわけです。

もともと大昔のローマ時代の初めには、英語で言う March から始まって December までが1年だったようです。1年は10ヵ月で、January と February にあたる日は「月のない余分な日」ということだったようです。

しかしそれではいくら何でも不便なので、その後 January と February を追加して、December のあと、1年の終わりに置いたようです。その後 January を1年の初めとするルールはできたのですが、なかなかそのルールは一般化せず、様々な1年の始まりがあったようです。大変ですね。

リスクの制限－最高保険金額（原文 33 ページ）

コメント（16）

生命保険の事業を成立させているのは大数の法則です。すなわち1つ1つの事象（たとえば個々の被保険者の死亡）は起きるかどうかが、いつ起きるか不確定ですが、これが多数集まると全体としての発生率（全体のうち何人が死亡するかという割合）がある一定の値の近くに集中して、あまり大きなぶれがなくなるということです。

この大数の法則を効率的に活用するためには、できるだけ同じリスクの契約を多数集めるということが重要になります。逆に言えば、保有契約の件数が小さい初めのうちは保険金額のばらつきを抑えて、できるだけ小額にするというのが肝要になります。

以下で書かれているのは、そのような考えを元にして Equitable が個々の被保険者の保険金額の幅をどのように拡大していったかという経緯です。

初めは一律 100 ポンドから始めて徐々にその上限を上げていき、最終的に 5,000 ポンドになるまで。また途中では一部の契約だけ保険金額が大きいとその分リスクが高くなるので、そのような高額な契約についてだけ保険料を増加する「高額割増」が行なわれたなどというのも面白い内容です。

日本では事業費の割増を調整するため「高額割引」という制度はありますが、「高額割増」という制度はありません。

このあたり、生命保険会社の収支構造と大数の法則の機能を考える参考になるとと思います。

我々が考えている時（1762 年）より 100 年以上後の 1866 年 1 月、著名なアクチュアリーであり senior wrangler であった故 Dr. T.B. Sprague は「リスクの制限について」という論文を発表し、いくつかの生命保険会社の蓄積された智恵を数学的に議論した。その基本的な原理は一人の生命について保有できるリスクの上限は次のものに関連付けられるというものだ。すなわち

- (a) その保険会社の基金（資金）の額（はじめは最小だが、準備金が増えるに従って増えてくる）
- (b) 同じような危険保険金額の契約の数
- (c) そのクラスからの保険料収入、リスクの上限はその保険料を上回ってはならない。

(b)と(c)に関しては

もし会社に 1 万ポンドの契約が 100 件あって、保険料が割増しされている場合に 1 万ポンドの契約を引き受けるのは、100 ポンドの契約が 100 件あって割増しされていない、あるいは割引されている保険料しか入ってこない場合に、100 ポンドの契約を引き受けるのに比べれば、リスクは高くない。

(a)に関しては

まだ会社が若くて資金が十分でない場合は、小額の契約を多数集める方が、同じ保険金総額であっても小数の契約で高額な契約を集めるより好ましい。即ち 100 ポンドの契約 100 件の方が、1 万ポンドの契約 1 件より好ましい。1 万ポンドの契約 1 件の場合、その契約が保険金支払いの対象となったら、最初の年に会社の資金を使い果たしてしまうかも知れないのに対し、100 ポンドの契約 100 件の場合、その全てが 2 回目の保険料を払込む前に保険金支払いの対象となるのはまず考えられない。

生命保険の理論が十分完成していない時代、そのパイオニア達は間違いのない直感で、実際的に Dr. Sprague を先取りした。そしてこれはある程度までは最初から理事として、確かな判断力があり経験も豊富で先見性もあるハイクラスの人を選んだことによる。

最初の理事会には二人の爵位のある銀行家がいた。そのどちらもロンドンのシティの市長であり、

議員であった。そして少額の報酬にもかかわらず、最初の 50 年間の理事の中にいかに多くのロンドンのシティの市長・東インド会社の会長・ロンドンのシティの収入役・ロンドンの判事・common serjeant・ギルドの親方等がいたかは驚くばかりだ。

1762 年 9 月 21 日、2 回目の毎週の定例理事会で承認された 13 件の終身保険契約(ここでも保険金額は一律 100 ポンドだった)のうち 3 件は 9 月 16 日に承認された契約と同じ被保険者のものだった。そしてその追加の契約はその本人以外の人が申し込んだものだった。—ある理事の死亡に対して、その妻が申し込んだとか、アクチュアリー死亡に対してその娘が申し込んだとか、創設者の一人が別の創設者の死亡に対して申し込んだ。—その申込者に対して次のように注記がされた。「その申込者自身の死亡について保険に加入することは、その申込者によって拒絶された。」

従って一人の生命に対する保険金額の上限は 200 ポンドとなった。しかし 9 月 28 日の 3 回目の毎週の定例理事会は、聖 Botolph 教区の 26 歳の Thomas Hooker の生命に対する 500 ポンドの終身保険の申込で始まり、続いて 500 ポンド・300 ポンド・200 ポンドの保険に加入したかったのに最初の理事会で断られた理事達に対する、追加的な保険の申込が続いた。

最初の 12 ヶ月で一人の生命に対する保険金額の最高額は 700 ポンドであり、少なくとも二人の人がそのようなケースだった。4 桁の(1,000 ポンド以上の)申込みいくつかあったが、それは 500 ポンド程度に抑えられた。そして唯一 45 歳(これは Amicable の加入時年齢の上限)を超えた被保険者(彼は最初の 6 ヶ月で 500 ポンドまでの保険を獲得した)は、Newgate 大通りの薬剤師であり、彼の健康を安全に保つ資格が十分にあると認められた。

その当時 100 ポンドというのは実際かなりの高額であり、最初のアクチュアリーは(amicable の registrar の年俸は 300 ポンドだったが)その 100 ポンドに Equitable の建物にただで住むこと、その他の付加給付を加えたものだった。

今日の平均保険金額と比較するのは、2 つの時期のロンドンのシティの自由保有不動産の値段の比較と一緒にするのではないと意味がない。

高額引受けに対するこの慎重さは、Equitable には実質的に資産がなく、初期の保険金支払に必要な資金が足りない場合には会員である契約者全員が不足分を払込まなければならない(とはいえ、そのような払込みに対しては年 3% の利息をつけて返済することになっていた)状況では正当なものだった。

特に終身保険を扱っている保険会社が他になく、高額契約の一部を再保険に出すことができない状況では全く正当なものだった。しかし上記のように保険金額の上限を次第に上げるやり方は行き当たりばったりのもので、実際経験的なものだったので、まもなく次のような規則的な手続きが導入された。すなわち保険金額が 500 ポンドを超える保険には高い保険料率が適応された。

これは初めのうちだけのことで、条件は徐々にゆるいものになった。たとえば 1773 年 4 月 30 日の会員総会では理事会からの次のような、Dr. Sprague が 100 年後に言ったのと同様の理由による提案を採択した。

『現在の会社の資産状況からすると、500 ポンドを超える保険金額 100 ポンドにつき保険料を 1 ポンド高くするというルールは、保険金額が 1,000 ポンドを超えない時は免除しても会社の安全を脅かすことにはならない。理事会の全員一致の意見は、将来的にはこのような特別保険料は不必要になるだろうが、当面会社の資産がさらに増加するか、そのような高額契約に入る被

保険者の数が十分大きくなってそのような特別保険料の必要がなくなるまでは、1,000 ポンドを超える保険金額についてはこの上乗せ保険料を続けるほうが安全だろう。

理事会は同時に、この上乗せ保険料の免除はすでに 500 ポンドを超え 1,000 ポンドを超えない保険金額の契約をしている人の、今後の保険料にも適用されるのが妥当だと考える。』

その後2年もしない 1775 年 2 月に一人の被保険者に対する保険金額の上限は、1,500 ポンドから 2,000 ポンドに引上げられ、100 ポンドあたり1ポンドの上乗せ保険料は 1,500 ポンドを超える部分についてだけ適用されるようになった。その後9年もしない 1783 年 12 月にこの上乗せ保険料は完全になくなり、保険金額の上限も 3,000 ポンドになった。その後たった6年半後の 1790 年 6 月には保険金額の上限は再度引上げられて 5,000 ポンドになった。

The Old Amicable (原文 37 ページ)

コメント (17)

Equitable 創設の原因が、創設者が一流の学者となって保険に入ろうとした時、年齢が高過ぎるので入れなかったからだという話は前に書きました。その創設者が入ろうとして入れてもらえなかったのが、以下に書かれている Amicable Society という会社です。

これは親愛の情を込めて Old Amicable とよばれます。同様に Equitable も Old Equitable とよばれます。昔からの「伝統ある」「信頼される」というくらいの意味の「Old」です。

で、この Old Amicable ですが、Equitable のような、保険金額に対して保険料が決まっていて「保険料を払えば保険金額分の保障が得られる」というのではなく、保険料(のうち保障に充てられる分)の全体をその年の死亡者数で割って、その年の1人あたり死亡保険金を計算して払うという形のものでしたようです。

このような取扱を死亡率の異なる人を集めてやると不公平になるので、死亡率がほぼ同じになると思われる年齢帯の人だけを対象にして、そのような人に対しては年齢によらず同一の条件で保障を提供するというものだったようです。

とにかく損保会社が片手間に損害保険と同じやり方で提供する生命保険を除けば、生命保険というのは実質的にこの Amicable しかなかったわけで、何かというと常にこの Amicable との比較ということになります。

今の時点から見ると、Equitable のやり方は生命保険ということで理解できる気がしますが、Old Amicable のやり方はかえってちょっと理解が難しいものです。

特許保険会社で主な業務が海上保険や火災保険である会社の場合、保険期間が短期の(通常は1年あるいはその程度の)死亡保険に対して、基金を別途用意することは要請されていなかった。そのような会社はそのような付随的な支払いには何の問題もないだけの十分大きな資本金があった。

いわゆる“perpetual” “Life assurance”(相互扶助方式の生命保険)をしている Old Amicable のような所でも基金は重要ではなかった。というのも、彼らがやっていたのは実のところ「保険金負担分担の仕組み」であって、当初は死亡保険金の額を全く保証するものではなかった。またこれらの特許会社の保険料は死亡率にもとづくものではなかった。

Royal Exchange 保険会社や London 保険会社の保険料が全く恣意的に決められたのではないというのであれば、それは(*)海運業のリスクに関連して決められたに違いない。そして Amicable の分担制度の暗黙の前提は、12歳から45歳までの死亡率は大体同じもので、それを超える年齢では加入が拒絶された。それは James Dodson が 1755 年か 1756 年にそれに参加しようとした時に加入を拒絶され、その興奮のあまり Old Equitable を作って、本当の生命保険をしようとしたという伝説の元となっている。

(*)原注 このことのうまい説明は 1912 年の Equitable の 150 年目の総会の席上、会長の Mr. Devitt (後に Sir Thomas L. Devitt 準男爵になった)により、次のように述べられた。

そのような契約は一部は個人の保険引受人によって引受けられ、また一部は古い特許会社により引受けられたが、その特許会社は主として海上保険の引受のために組織された会社であるから、そのような生命保険も海運リスクの引受とほとんど同じように扱われたのも驚く話ではない。

このような保険引受人は船に対して 100 ポンドあたり 5 ポンドの保険料でリスクを引受けるのが普通だったため、船長の死亡に対しても同じ保険料率を適用した。そしてその他の生命保険についても、同様な条件で引受けるのはごく自然なことだった。

しかしながら Amicable には基金は存在した。それがあつたため、(スタートから)半世紀たった 1757 年にはメンバーの死亡に対して最低限 125 ポンドの死亡保険金を支払うという保証をすることができた。

この最低保証を始めたのは自発的なことなのだろうか、それとも Equitable がすでに準備的な集会を開いており、いずれは誕生することを見越した上での防御的な見せかけだったのだろうか。

Amicable のメンバーは 2,000 人に制限されていた(後に William Morgan は 19 世紀の初めに大間違いして 5,000 人としてしまったが)、そして当初のプランでは各メンバーは年に 6 ポンド 4 シリング(6.2 ポンド)を 4 回に分けて、四半期ごとに 1 ポンド 11 シリング(1.55 ポンド)ずつ拠出し、さらに 1 回目だけ 10 シリング(0.5 ポンド)追加して支払った。最初の 2,000 人のメンバーの払った 10 シリング(0.5 ポンド)の半分は Amicable の Registrar(事務長)に払われた。

そして最初の 2,000 人の残りの 5 シリング(0.25 ポンド)とその後に参加したメンバーの 10 シリング(0.5 ポンド)は、毎年の拠出金 6 ポンド 4 シリング(6.2 ポンド)のうちの 1 ポンド 4 シリング(1.2 ポンド)と合わせて(経費分を差引いた後で)基金に繰り入れられた。

拠出金の残りの、年 5 ポンドについては死亡したメンバーの相続人に等分して支払われた。すなわちメンバーが死亡した時にすぐ代わりのメンバーが参加してメンバーの数が 2,000 人に保たれたとすれば、年の死亡保険金の支払額は 1 万ポンドに保たれることになる。(注: 5 ポンド × 2,000 人 = 1 万ポンド これだけ死亡保険金が払えます。死亡するのが 100 人なら、死亡保険金は 1 人あたり 100 ポンド、死亡が 200 人なら 1 人あたり 50 ポンドという具合になります。)

1 年あたりの拠出金 6 ポンド 4 シリング(6.2 ポンド)は Equitable が始まった時、5 ポンドに引下げられた。そして 1790 年の 3 回目の特許状で、追加的な 2,000 人のメンバー(その結果メンバー総数は 4,000 になる)に対して入会金 7 ポンド 10 シリング(7.5 ポンド)、毎年の拠出金 6 ポンド 4 シリング(6.2 ポンド)が認められた。しかし加入年齢の範囲が 8 歳から 67 歳まで(すなわち 45 年前の 1762 年に Equitable が定款に定めたのと同じ年齢範囲)に広げられ、保険料と入会金が年齢別に決められるようになったのは 19 世紀になってからだった。このように Equitable のやり方が Amicable に真似されたというのは最も偽りのない誉め言葉だ。

1人あたり5ポンドの拠出金とする決定は、次のように説明される。

Amicable の創設者の一人 Sir Thomas Aleyne 準男爵が次のように考えたと思われる。毎週木曜日の朝、教区の教会書記組合より発行される黒く縁取りを入れた新聞は、ロンドンの年間の死亡率は 20 分の 1であることを示している。そのため Amicable による加入者の選択や、加入年齢の制限(1706年に創立された 1,2 年後までは存在しなかったが)による効果は考慮しないで、2,000 人のメンバーから年 100 人の死亡が予想され、死亡一人あたり 100 ポンドの保険金を支払うとすれば保険金の総額は 1 万ポンドになる。この死亡一人あたり 100 ポンドは年間保険料 5 ポンドでまかなうことができるが、それは保険引受人の間で一般的に使われている 100 ポンドあたり 5 ポンドの保険料率と同じだ。

我々のようにアクチュアリー的な環境で育った人間にとっては、このような決定方法はビックリ仰天もので、Dr. Morgan 教授が Amicable は相互保険ではなく、むしろ相互の慈悲心の上に打ち立てられたと言ったのは正しくその通りだ。

しかし我々は Amicable は相互保険の原理が Thomas Simpson, James Dodson, Richard Price 達によって伝達されるより前に設立されたということを忘れてはならない。

とはいえ Equitable が 3 回にもわたって特許状を取得しようと努力をしたのに対して、Amicable がそれを妨害する側に加担し、その結果特許状がないために Equitable の事業が当初非常に困難であったことを大目に見ることはできない。

株式会社組織の保険会社が相互生命保険会社という新機軸に反対するのは自然なことだが、相互生命保険会社だと公言しているものがその誕生を絞め殺すというのは「最もひどい仕打ち」だろう。Amicable の死亡保険金一人あたり 100 ポンドの目標はすぐには達成されなかった。

実際の死亡保険金額は、

1 年目	30 ポンド 2 シリング 9 ペンス	(30.1375 ポンド)
2 年目	41 ポンド 13 シリング 4 ペンス	(41.6667 ポンド)
3 年目	50 ポンド 3 シリング 6・1/4 ペンス	(50.1764 ポンド)
4 年目	91 ポンド 19 シリング 3/4 ペンス	(91.9531 ポンド)

と次第に大きくなり、1715 年になって、それ以降 6 ポンド 4 シリングの拠出金に対して 2 ポンドを返金することができるようになった。

コメント (18)

いずれにしても上記の例で、保険料として 1 年に 6.7 ポンド払って死亡保険金が 30.1375 ポンド。保障に充てられる保険料だけ取ったとしても 5 ポンドの保険料に対して 30 ポンドの保険金というのは、いくらなんでも保険金が小さ過ぎるような気がしますね。よっぽど死亡率が高かったんでしょうか。あるいは加入者がほとんどいなかったんでしょうか。

このあたり、正確に理解するには別途 Amicable の勉強が必要そうですね。

とりあえずここでは原文に書いてある通りに訳しておきます。

Ⅲ (原文 41 ページ)

Mr. Roland Thomas が「Richard Price, 哲学者そして自由の伝道者」というタイトルの興味深い伝記で主張しているように、「Price は他の誰よりもまさって生命保険 (life insurance) の創設者であった」。生命保険 (life insurance) という言葉は、「死亡保険」(death insurance)あるいは「生命保険」(life assurance)という実際に使われた言葉に置き換えられてしまったが、この主張は議論なしで通用する。というのも、彼は Halley や Simpson や Dodson より後に登場したとはいえ、Dr. Price は彼らよりはるかに先までアクチュアリー理論を進展させただけでなく、彼らのうちで生命保険会社の現実の舵取りを指導した唯一の人間であるからだ。なぜなら Dodson は彼の野望が実現する5年前にもう死亡していたのだから。

コメント (19)

ここでまず Richard Price、次に William Morgan の話が出てきます。Equitable を作った James Dodson は Equitable がスタートする以前に死亡してしまっており、また Equitable のスタートの時からずっと Equitable には Actuary という職位があったのですが、どうもそれは今の我々が理解する Actuary ではなく、どちらかといえば「事務長」あるいは「事務局長」のような職位だったようです。

そこで最初の何人か Actuary の地位に着いた人は今日的な意味では Actuary ではなく、数学もあまり強くなかったようです。

元々は James Dodson がそのあたりは全部やる予定だったのが Equitable が始まる前に死んでしまったので、仕方なくその代りに Mores がやっていたようですが、Mores の立場は Equitable の最高経営責任者ですから、実務的にアクチュアリーが必要な場合、この Price が外部のコンサルタントアクチュアリーとして仕事をしていたようです。

そして Price の甥にあたる William Morgan が Equitable に採用され、最初は Assistant Actuary、その後は正式の Actuary というタイトルでアクチュアリーの仕事をするようになって、Actuary という言葉は今と同じように保険数理に関する仕事をする人という意味になったという話です。

この William Morgan は最初おじさんの Price の指導の下でアクチュアリーの仕事を始め、その後独立してアクチュアリーという仕事の発展に非常に貢献した人ですが、以下に書かれているのはそのような偉大なアクチュアリーも年をとると愚痴っぽくなっていろいろ訳のわからないことを言うようになる、その場合、周りの人はその人があまりにも偉大なのでその人の言うことを疑いもなしに信じてしまって、結果としてとんでもない誤解が蔓延してしまうという実例です。

Mr. Arther Waugh が彼の自伝「One man's road (一人道)」で、彼の曾祖父 William Morgan が Equitable の創業者だと述べているのは正確ではない。

Morgan 自身の言葉による「アシスタント・アクチュアリーという職が用意され、それと同時に Dr. Price の甥であるということで私とその職に任命されたが、その後1年しかその職に留まらないで 1775 年 2 月に、もっと重要であるアクチュアリー職に任じられた。」とする時期に Equitable はすでに創業して 11 年も経っていた。

保険の歴史の中に輝く Morgan の職名(アクチュアリー)というのは、単に一つの会社の創立者だったなどというよりはるかに偉大なものだ。そして Equitable の 175 回目の年次総会で、彼はその時の会長である Mr. H.L.M. Tritton によって「多分今まで生命保険に関わった人の中で最も偉大な人物だ」と正しく表現された。(前記の通り William Morgan が Mr. Waugh の曾祖父だったということは、Mr.

Waugh の才能ある息子達、即ち「The Loom of Youth」を書いた Alec や「Decline and Fall」を書いた Evelyn は William Morgan のやしやご(玄孫)ということになる。)

Morgan は 80 歳になろうとするその晩年に Equitable の幼年期について不満気に、自分は誰よりも Equitable の成長のために尽くしたと書いた。そして以下のような記述が彼の不満だったのだが、それはきちんと精査する必要がある。というのも、これらの記述は保険に関するあまりにも多くの書き手によって何の疑いもなく無条件で引用されているからだ。

1. 『Cornhill の White Lion で開かれた最初の会議(理事会)で、たった4件の契約ができた。そして最初の4ヵ月でも 30 件を超えなかったし、保険金額の総額も 5,100 ポンドを超えなかった。その結果1件あたりの保険金額は 170 ポンドだった。』

(a) すでに見たように、最初の会議(理事会)で成立した契約件数は7件であり、4件ではない。

(b) すでに「生命保険の生まれた場所」で述べたように、最初の6回の毎週の定例理事会で 27 件の契約申込が承認され、25 件の契約となった。もし Morgan の言うことが正しいとすると、最初の4ヵ月のうち残りの期間には(注: 30 件 - 25 件 = 5 件で、4ヵ月 - 6週間 = 11 週間だから、平均して 0.5 件/週の契約となる)2週間に1件未満の契約しかなかったことになる。

現実にはこの期間の件数は Morgan の言っているものより 50%も多い。(この違いは、偉大な数学者はしばしば初歩的な足し算に関しては信用できずいい加減だという、良く知られた事実の良い例だ。)

コメント (20)

ここの所、計算があまり得意でないアクチュアリーとしては嬉しい書きぶりです。とはいえ、私は自分が偉大な数学者だなんて思っているわけではありません。

(c) 平均保険金額についてはそれ程過小評価されてはいないが、すでに見たように、これが小さいのはリスクを制限するために最高保険金額を制限していたルールのためだ。

Morgan は最初の6年の終わり頃には平均保険金額は多分 250 ポンド位になっただろうと言っているが、Amicable の場合と比較してみると、Amicable では 1706 年から 1774 年の 68 年間で 4,150 件の死亡に対して 425,061 ポンドが支払われた。平均すると1件あたり 103 ポンド弱ということになる。これは最後の 16-7 年間は1件あたり 125 ポンドを下回らないという保証が付いた上での数字だ。

2. 『このように成長が遅かったので、マネージャー達は急場しのぎのためにもっと急速に成長していることを見せかけるため、25 件目の契約に 275 番という番号を付けることとして、実際より 250 件多いようにみせかけた。』

(a) Mr. Mores の「short account(商品のパンフレット、あるいはご契約のしおりに対応するもの)」(その第5版は 1764 年 8 月 2 日の日付となっている)の中で提案された内規によると、「全ての証券は Trustee によって執行された後、アクチュアリーによって次の毎週の定例理事会で発行され、その概要書と比較され精査される。」となっている。

さて 25 番目の契約は White Lion の居酒屋で開かれた6回の理事会の最後の回で承認された唯一の契約であるが、その契約はこの内規により Equitable の自分のオフィスである Nicholas 通りで発行された最初の証券、ということになる。新しいオフィスで発行する証券

に改めて新しい数から番号を付け直すというのはそれほどおかしな話ではない。多分何年にもわたって厳密に連番で証券に番号をつける保険会社はあまり多くないだろう。そして番号を飛ばしてうまく行っているとみせかけるのは、強力な競争相手が連合していて一般に誤解が撒き散らされて会社の生存がかかっているような時には不自然なことではない。

コメント (21)

この上で、「White Lion の居酒屋で開かれた」という記述があります。これは Equitable が Nicholas 通りのオフィスに到着くまで、暫定的に理事会は White Lion という名前の居酒屋で開かれていたということのようです。

「居酒屋で理事会を開く」というのはちょっと奇異な感もありますが、多分この時代、様々なビジネスが生まれつつある時代で、居酒屋やコーヒーハウスはビジネスの打合せや契約をする場所であったようです。

コーヒーハウスに集まって海上保険の引受の相談をしていたブローカー達が集まってロイズを作ったのが 1760 年。Equitable がスタートする 2 年前です。

時代は会社組織よりむしろ個人事業主が主に活躍していた時代で、店舗を構えて商品を揃えておいたり、店舗にお客さんが来るのを待っているような仕事でなければ、コーヒーハウスや居酒屋をオフィスにするというのも、何かと便利なのかも知れません。

- (b) Mr. Mores は大して気にもしないで「最初の契約である自分の証券に 1 番という番号をつけたいと思わなかったとしたら、最初の証券には 250 番という番号が付いただろう。」と言っている。

コメント (22)

保険証券に証券番号をつける場合、どのような番号を付けるかというのはなかなか面白い問題です。単純に 1 番から順にというのも良いのですが、それだと桁数に大小が出てしまいます。そこで宝くじ方式で、たとえば 100001 番から順番に・・・なんて具合にすることもあります。あるいは何桁もある番号をブロックに分けて、最初の 4 桁は発行した年月・次の 2 桁は保険種類・残りの桁を連番で・・・などということもあります。

コンピュータによる事務処理が普通になってくると「証券番号の打ち間違い」という問題が発生してくるので、それを防ぐため最後の 1 桁をチェックディジットとして使い、良くある間違いをした場合に即座に「打ち間違いエラー」だと再入力させるような仕組みもあります。

番号も数字だけでなくアルファベットを使ったり、日本だったらカナを使ったり、あるいは途中で()を使ったりします。

そんなわけでこの「証券番号の水増し」という議論を読むと、古きよき時代だなあという気がします。

- (c) このような言い逃れとは別に、初めの頃は番号はできるだけ少なくしようとしていたようだ。追加の契約は元の契約と一緒にされたが、証券を発行するのは遅れることがあり、時には別々の契約に同じ番号がついたりもした。

説明しておかなければいけないが、1769 年 5 月までは契約の番号は議事録の余白の部分に記されていた。現在残っている被保険者のアルファベット(順の一覧表)の最も早いものは 1774 年のすなわち Morgan が Assistant Actuary になった時の日付のものだった。そしてそれが作成された時までには消滅してしまっていた契約の番号は、次の資料から特定された。

- (i) 死亡保険金の請求あるいは解約の請求に対して支払が承認されたもの
- (ii) 1763 年 10 月 3 日より始まる、2 回目以降の保険料の領収書の写しの帳簿
- (iii) 補間

契約番号の連続性から我々は何人かの人について、その人を被保険者とする別々の契約に同じ番号が付けられたと結論するだけでなく、2回目以後保険料の帳簿の中に実際そのような例を見つけることができる。1763年12月1日に、1762年11月に発行された契約の2回目の保険料が猶予期間内に入金されたが、それについて同じ「4」という番号が付けられた。それは1762年9月16日に発行された契約と同じ理事に対する4件目の契約だったからであって、その(1762年9月16日の契約の)2回目の保険料は1763年10月13日に猶予期間内に払込まれている。

コメント (23)

前に書いた保険金額の制限のため、当初何百ポンドあるいは1,000ポンドの契約に加入しようとしていた人も、初めは100ポンドの契約に入り、制限が緩和される都度保険金額を追加していったようです。このような場合、別々の証券番号にするのか、一緒にして同じ証券番号にするのかというのは、今でも問題になりますね。

今では別々の新規契約にするという取扱いと、前の契約に対する保険金額の増額という取扱いと明確に区分していますからあまり混乱は起こらないのですが、生命保険の初めの頃はいろいろ試行錯誤があったんだろうと思います。

- (d) Mr. Morgan はもっと長生きして後年の、たとえばビクトリア朝時代の(ただし大英帝国では起こらなかったと思っているが)リバージョナリーボーナスによる増分を新契約とカウントしたり、20世紀になってからの家族収入保険の保険金額を実際の危険保険金額ではなく別々のタイミングで支払われる分割払いの金額の合計額としたり、(特定の会社だけで行なわれた)据置年金の一括払のオプションを生命保険とみなしたりするような、新契約成績を膨らませるやり方を知ったら、もっとショックを受けたらう。

コメント (24)

これを見ると、イギリスその他の国でも新契約成績を件数でみたり保険金額で見たりして、その成績を他社より良く見せようとして、いろいろ工夫がされているようです。朝日生命の「保険王」という商品はアカウント型の保険なんですけど、他の会社のアカウント型の商品はアカウントの部分とその上の定期特約その他の特約全部合わせて1件とカウントするところ、朝日生命ではこれを全部バラバラに数えて、ある時突然新契約件数が前の年の何倍かになったということがありました。いろいろ工夫するものですね。

ビクトリア朝というのは、普通は「あの古き良きビクトリア朝」という具合に使われるんですが、ここでは「もっと長生きしてビクトリア朝の頃まで生きていたとしたら」という具合に使われているのも面白いですね。

3. 『会社を「重要だ」と見せるという同じ目的で使われたもう一つのみっともない急場しのぎは、(Equitableの業務に)何の興味も関心もなかった Lord Willoughby de Parham (Willoughby 卿)その他の有名人の(もちろんその人の了解を取ってのことだが)名前を使ったことだ。2年経ってもうこんなまやかしが必要がなくなった時、Lord Willoughby に対して名前を使わせてくれたことに対する感謝の決議がなされた。』

- (a) 感謝の決議は1764年5月3日の総会の直後になされた。その総会ではそれまで会議に一度も出席しなかった(Willoughby 卿を含む)4人の理事が再任されなかった。これは会社が設立されて20ヵ月以内のことなので、Mr. Morgan が「最初の3年間に総会は開かれなかったようだ」と言っているのは正しくない。

【この他にも1762年10月21日の、入会金の額を保険金100ポンドあたり5シリング(0.25%)に引下げた(決議をした)総会も記録が残っている。Mr. Morganの言っているのは

初期の総会の完全な議事録は保存されていない、ということではない。】

Mr. Mores は「私は Willoughby 卿が会議に出席することを防ぐために理事達によって採用された」と告白している。理事達は彼 (Willoughby 卿) のように過度に用心深い人は契約番号のいじくりを黙認しないだろうことを恐れたのかも知れない。

- (b) William Morgan は彼の時代のあらゆる優れた詩や散文は、別にお追従ということではなく、誰か貴族に属するパトロンに捧げられたものだとすることを認めるべきだ。これはローマ時代以来の伝統であり、また学校で暗記したホラチウスから Maecenas に捧げられた頌歌を思い出すべきだ。

Maecenas atavis edite regibus,

O et proesidium et dulce decus meum

コメント (25)

これはホラティウスの「歌集」という詩集の最初の「マエケナスに捧げる」という詩の初めの部分です。

鈴木一郎訳「ホラティウス全集」ではこの部分を

王家の出なるマエケーナス

わが護り主、わが誇り

としています。

藤井昇訳「歌章」では

マエケーナスさま、いく代も前より王族たりし家系(いえ)に出でられ、

しかもおお、わたしの庇護者(まもりて)、わたしの楽しき栄誉(ほまれ)なるかたよ、

と訳しています。

この歌集あるいは歌章という詩集には、

マエケーナスに捧げる

アウグストゥス帝に捧げる

ギリシャに赴くヴェルギリウスに捧げる

とか

アグリッパ賛歌

アウグストゥス賛歌

ヴィーナス賛歌

などという詩が入っています。

ホラティウスというのはユリウス・カエサルが「ブルータス、お前もか」で殺されたあとの、初代ローマ皇帝アウグスティヌスの時代の詩人です。

そしてこのマエケーナスというのはその時代の有力者の一人で、アウグスティヌス帝の代理みたいな仕事もしたんですが、公職にはつかず、また大金持で文人仲間の面倒を良くみた人ということです。

ここで言っているパトロンの代表者みたいな人です。

企業が文化活動を支援することを「メセナ」と言いますが、このメセナというのは、マエケーナスの名前に由来しているということですから、こんな引用も気をつけないといけませんね。

カタカナで見ると、メセナとマエケーナスとはまるで違いますが、つづりを見ると、Maecenas と mécénat ですから、納得できますね。

20 世紀の今日でも多くの保険会社が有名な人の名前を名誉理事とか名誉仲裁人として公表している。

コメント (26)

会社を格好良く見せるため有名人を役員にしたりするのは、21 世紀の今日でも良くある話ですよ。William Morgan はそんな見せかけが許せなかったんでしょうか。アクチュアリーというのは生真面目な人が多いことは多いのですが。でも Morgan も有名人ですから、多分いろんな組織の名誉職についていたんじゃないかなと思います。

第 15 代 Parham の Willoughby 男爵の Hugh (原文 48 ページ)

世界で一番大きな図書館は大英博物館にある図書館だが、その閲覧室には高さはそれほどでもないが広さについてはセントポール寺院より大きいドームがある。閲覧室の普通の黄褐色の切符では博物館の手書き文書部門の勉強室には入れない。そのためには緑の切符が必要だ。そこには 100 冊ほどの綺麗に書類綴りにまとめられている、とてつもない数の聖職者 William Cole の手書き文書がある。彼の書は最初から最後まで美術そのものだ。それらの大きな本の中に Willoughby 卿に関する文書がある。そして貴族に対する献辞についての前に書いたことを裏付けるように、彼が古物収集家協会の会長だったとき、彼に献じられたフルスカップの紙何枚にもわたる詩を見つけることができる。

ずっと独身であり、深い謙遜の人であった彼は、後に爵位と小さな財産を相続するまでは単なる一兵卒あるいはそのほんの一級上の兵として陸軍で働いた。

「彼はいくつかの貴重な骨董品を古物収集家協会に残した。」彼は 1765 年 1 月に Strand の Craven 大通りの彼の家で亡くなったが、その通りは後に Robert Louis Stevenson により恐ろしい中味の入ったサラトガトランクのロンドンの到着場所として選ばれた。

コメント (27)

この Stevenson はあの「宝島」とか「ジキル博士とハイド氏」(ジキルとハイド)などを書いた有名な作家です。

そのスティーブソンに「新アラビアンナイト」という小説集があります。この中の「自殺クラブ」という話の第二話が「医者とサラトガトランクの話」という話になっていて、アメリカの青年がパリに遊学中、女性にうまいこと騙されて自分の部屋から離れている間にその部屋のベッドに男性の死体が置かれていて、処置に困って同じフロアの医者アドバイスでその死体をトランクに隠し、ロンドンまで運んである家まで届ける。その死体を隠したトランクが「サラトガトランク」という馬鹿でかいトランクで、大の大人が何人かがかりでないと運べないというようなものです。

私は光文社の古典新訳文庫の「新アラビア夜話」というので読みました。

この「新アラビアン・ナイト」は、ボヘミアのフロリゼル王子というのが主人公で活躍するサスペンス調の冒険物語で、19 世紀のロンドとパリを主な舞台にする、なかなか面白い物語です。

Mr. Cole は書いている。「彼は非常に利口な人だったがとても頑迷な長老派の信者だったので、(彼をよく知っており Philemon to Hydaspes の著者である)Cambridge の Magdalen College の Mr. Coventry は彼のことを、「彼はあまりにも誠実だったので、良心のとがめなしには、また偶像崇拜だと思ふことなしには、膝まずいて英国国教会の洗礼を受けることができなかった」と言っている。最初の生命保険会社の社長はこのような偉大な紳士だった。

基金の中核としての預託金 (原文 49 ページ)

1757 年 4 月に(Equitable が)特許状を請願した時の書類には次のように書いてある。

「そのような(保険)証券を発行するにあたり、請願人およびその後継者はその証券を受取る者からさらに預託金を受け取り、資本金あるいは基金とする。その預託金は政府あるいは他の十分安全な場所に預けられ、異常な保険金支払増その他により保険料積立金が不足するときに使われる。請願人は保険料および預託金を確定する用意があり、そう望んでいる。」

この請願がうまく行かなかった時点で、初期費用の拠出者の中から脱落する者が出た。しかし脱落しないで残った、【この目標に心から参加していた人達は、Mr. Mores に対して2回目のヒヤリングの

ために準備して、1回目のヒヤリングで出た反対意見を取り除くように要請した。】

2回目のヒヤリングもうまく行かなかった。というのも主として【このような低い保険料で保険を提供しようとしている以上当然必要となるであろう】基金あるいは資本金について、提案がなかったからだ。

言い換えれば反対は、Equitable が相互組織の生命保険会社であるにもかかわらず、死亡時に確定した額を払うことを約束しようとしたからだ。

1760年4月20日、Law officers of the Crownに提出された3回目の請願で、(さらに数が減ってしまった)基金拠出者は、終身保険あるいは10年以上の期間の定期保険に対して保険金100ポンドあたり3ポンド、1年から10年までの保険期間の定期保険の場合は100ポンドあたり2ポンド、1年定期保険の場合は100ポンドあたり1ポンドの預託金とすることを提案した。

そして彼らは特許状の原案を提出し、また保険料率を提出し、それについての3人の著名な数学者による「保険料率は死亡のリスクに照らして十分に適正である」旨の供述書を提出した(実際の定款では、預託金のレートはその後修正された)。

法務官は特許状を出すことには反対したが、その意見書の中の以下の抜粋は興味深い。

「閣下は以下についてご注意ください。

1. 請願者は現在実際に行なわれているどの会社よりも安い条件で、より長期にわたって保険を引き受けようとしている。そのための保険料率を特定している。
2. 彼らは保険料および全ての加入者より預託される追加的な40シリング(2ポンド)を投資することにより資金を得て、それによりすべての損失を埋め合わせるとしている。そしてさらに安全のために全ての被保険者を会社の会員として、保険料や預託金が不足する場合にはその不足分のうちの自分の割合分を分担する旨の誓約をさせるとしている。…

我々は(ヒヤリングに)請願人達の代理人やLondon保険あるいはRoyal exchange保険の代理人、人の生命に関するperpetual insuranceを行なっているAmicable Societyの代理人を参加させたが、これらの会社がこれらの請願に対して反対して手続き停止申請を司法長官に提出したので、我々は閣下に対しこの誓願を受けないようにアドバイスする。

もし請願人達がそれほど成功に確信があるなら、任意のパートナーシップで試してみるという容易な方法がある。そしてもし試してみて彼らの計算が実際の経験に耐えうることがわかったら、その時請願者達は現在単なる見込み計算のみにもとづいてなされているよりもはるかに有利に再度請願することが可能となるだろう…

Amicable Societyは非常に狭い底の上に形作られている(注:この部分、狭い底(narrow bottom)という言葉の意味が良くわかりません。)…

2つの大きな会社は特許状を取得するために公衆のために大きな額を払った。我々は王が何人かの人間がはっきりした確からしい公衆のためになるという見込みもなしに単に請求したことのために、それらの会社の権利を侵害することをアドバイスすることはできない…

1761年7月14日火曜日」

しかしながら任意のパートナーシップという貴重なヒントは、精力的でありかつ有能なMr. Moresがすでに予想していた所であって、その翌日1761年7月15日に、彼は発起人の総会においてすでに彼自身が用意していた定款のドラフトを読み上げた。

そして会社はその定款の1762年9月7日付の修正版のもとに設立された。

その定款によると、保険期間10年未満の定期保険の場合、100ポンドあたり10シリング(0.5

ポンド)、それより長い定期保険および終身保険の場合 100 ポンドあたり1ポンドの預託金が必要とされた。その預託金の主な機能は、会員にこれこれの金額を支払うように、支払が遅れたら(もし会員の誰かがその金額あるいは一部を支払うのを拒否するかあるいは無視した場合)ペナルティーが課されるという支払指令が来た時、指定された金額およびそれに対するペナルティーをそこから供給することであった。

その預託金がそのように使われなかった場合、「契約が終了する時、全ての会員は(死亡による場合は支払うべき保険金に上乗せして)預託金の返還を受ける。」となっていた。

そのため 1765 年 2 月 5 日 Shoreditch の浮き彫り師の George Bowser が、毎週の定例理事会に彼がすでに会社の最初の月に発行を受けた契約で、その後失効してしまった契約に関して請求した時、預託金は即座に彼に返金された。

Bis dat qui cito dat (どうせなら早い方がいい)

コメント (28)

この所、Equitable のスタートにあたって資本金がないことに対して、支払能力をどのように確保するかという非常に面白い話が展開されています。

特許状を貰うことができればその信用で株式を発行し、それを資本金とすることによって支払い能力の問題は解決するのですが、それが出来ない場合どうするかということです。

初期費用の拠出者という表現が出てきますが、これは特許状の請願のための作業に使ってしまっていて、2回か3回にわたる請願が全て却下された段階でもうあまり残っていなかったようです。

そこで生命保険の契約者に保険料とは別に預託金を払ってもらって、それで支払能力を確保しようと考えたようです。

保険料は確定ですし、保険金額も確定です。十分安全をみて保険料率は高目に設定してあるのですが、それでも当時の一般の取扱からすると保険料率が安過ぎると判断されたようです。

それで万一、一時的に死亡保険金の支払が大きくなって収入保険料でまかなえなくなる場合には不足分を契約者全体に負担してもらうために、各契約に不足分を割り振って、その金額を払込んでもらうことにしてありました。払込んでもらったお金は利息を付けて返済するんですが、その払込を確保するために、あらかじめ契約に加入する時に預託金を払っておいてもらうということにしてあったようです。

この預託金も預かっているだけですから、死亡して保険金を払う時、あるいは解約して返戻金を払う時に預託金も合わせて利息を付けて返済されたようです。

議事録や他の文書の行間を読むと、預託金はケルベルス(地獄の門番である)「司法長官および基金がないことについて大騒ぎをしたりした特許会社、および腰抜けの申込人」に対する鼻薬だったんだと確認するに違いない。

創設者達およびアクチュアリーのアドバイザーであった William Mountain, F.R.S. や Richard Price, D.D., F.R.S. 等は、保険料が十分だということについて全く確信していて預託金など必要としなかったのも、初期において預託金を徴収したという記録は、White Lion 居酒屋で承認された最初の 27 件の申込についてだけであり、会社が自社のオフィスに移ってからは預託金に関しては何も書かれていない。

このようにすぐに預託金をやめてしまったのは、1763年にEdward-Row Moresによって提案された内規に合致しており、彼の「Short Account」のいくつかの版に追加されている。その最初の版は1762年にEquitableが設立された直後に発行されており、実際それは最初の案内書であった。その提案された内規の一つは次のようなものだ。

「さて会社は全ての不必要な負担を免除したいと考えていて、このような預託金はそれが意図した目的に不相当であるので、今後預託金を取り立てる、あるいは支払うことは停止する。」

このようにすぐに使われなくなったが、預託金が正式に廃止されたのは1770年6月27日の総会であった。19世紀の初めに別の種類の預託金が契約申込の際に求められた。最初の100ポンドに対して5シリング(0.25ポンド)、それを越える部分について100ポンドあたり2シリング6ペンス(0.125ポンド)の預託金が求められたが、それは契約の申込の引受を完了させるためのもので、もし1回目の保険料が1太陰月以内に払込まれない場合は、その預託金は没収される。ただし申込が拒絶される時は当然返金される。

IV

入会金 (原文 54 ページ)

William Mosdellとその直後の後継者であるJames Dodson Junior, John Edwards, John Pocockは今日の意味でのアクチュアリーではなく、実際のところ会計係・記録係であった。

アクチュアリー的な計算は、最初に保険料を計算したJames Dodson Seniorがすることになっていた。そして彼の報酬は—Old Amicableの場合、registrarに対して、最初の2,000人のメンバーについて一人あたり5シリング(0.25ポンド)であったように—保険金100ポンドあたり一時金で5シリング(0.25ポンド)となるはずだった。それはDodsonは終生、毎年100ポンド受取るはずだったとも書かれている。

1757年にDodsonが死んで会社のマネジメントを引き受けたEdward-Rowe Moresは、この年金が彼自身に支払われるように変更した。それ故多分Dodsonの報酬は保険金100ポンドあたり5シリング(0.25ポンド)で、100ポンドの最低保証付ということだったんだらう。

コメント (29)

ここでAmicableについてregistrarという言葉が出てきましたが、これもEquitableのactuaryと同様、事務局長というような意味だったようです。それで年収の比較をしているのですが、2,000人×5シリング(0.25ポンド)=500ポンドですから、Amicableのregistrarは2,000人集まった段階で500ポンドの収入になります。それに対してEquitableの場合、100ポンドの収入になるには、 $100 \div 0.25 = 400$ ですから、保険金100ポンドの契約を400件引受ける必要があるということになります。

以下に出てくるのが、当初特許状を取得するための資金(基金)を出してくれた人に対する報酬の問題です。

特許状の請願がなかなかうまく行かず何回も行なったため、初めに集めた基金が足りなくなり、途中で基金の追加をしたのですが、その際追加の払込みをしなかった人は初めの基金拠出に関する権利を放棄したことになって何の報酬も得られなくなりました。追加の拠出をした人は初めの拠出についても報酬を受け、追加の拠出の際新規に拠出者になった人も同じ様に報酬を受取ることになりました。

事業がうまく行かなければ拠出した分、全く返ってこないで丸々損になるリスクを取ったんですから、うまく行ったら拠出者にはその分たっぷり払ってあげても良いようなものですが、その原資は加入者の払込む保険料ですから、あまり多過ぎるのも問題があります。

さらにこの基金拠出者は、理事になっている人もいますが、そうでない人もいて、理事は事業をうまく軌道に乗せるためにあまり多く払いたくないという立場なのに対して理事になっていない人は、できるだけ早くできるだけ多く払ってもらいたいという立場です。その支払の原資となる保険料についても理事や基金拠出者も契約者として保険料を払っているわけですから、利害関係が非常に入りこんでいます。

Equitable の創業期の大きな問題となり、結局の所、実質的な創業者の Edward Rowe Mores がやめてしまう原因ともなった事件のあらましが以下に展開されます。

基金拠出者すなわち金のかかる特許取得のための費用を拠出した人達に返金するための準備金も必要だった。そして彼らのために保険金 100 ポンドあたり 10 シリング(0.5 ポンド)が別途用意された。その後すぐ契約の件数が大きくなりはじめた時明らかになったのは、基金拠出者は投資した額に比べて非常に多くの額を受取るだろう。そして実際受取っているということだった。

Morgan はこの債務について「かかったかも知れない費用に全く釣り合わない支払いだ」と言っていた。とはいえ、これだけでは正当ではない。というのも当初の基金拠出者で1回目2回目の特許取得申請がうまく行かなかった時に拠出者をやめてしまった人達は、払込んだ資金を全部失ってしまったのだから。

だから拠出者を続けていた人、その人達に誘われて新たな資金を拠出した人達は、会社の設立が成功した時は彼らの誠実さに見合ってたっぷりの返金を受けるのは妥当だろう。John Francis を信じてすれば、Old Amicable の場合加入者が払込む年額6ポンド4シリング(6.2 ポンド)のうち、1ポンド4シリング(1.2 ポンド)もの大きな部分が当初の拠出者に支払われたということになるが、Francis はしゃべる言葉はきらめくばかりだが、正確性というとそれほどでもなく、彼のスタイルは *de mortuis nil nisi bonum*(死者の悪口は言わない)というような上品さで拘束されてはいなかった。

このようなわけで合計すると保険金 100 ポンドあたり 15 シリング(0.75 ポンド)の入会手数料が定款に規定され、それは初回保険料の上乗せだったので、会社が相互会社であることと衝突するものではなかった。しかし預託金と同じように、それは White Lion 居酒屋で開かれた6回の毎週の定例理事会で実施されただけで、1762 年 10 月に Nicholas 通りに自社オフィスを持って以降は、会社は入会手数料を保険金 100 ポンドあたり5シリング(0.25 ポンド)に引き下げ、そして「特許状基金所有者」に対する支払いに充てるため保険料をちょっとだけ引上げることにした。

比較すると、終身保険の場合、保険料の引き上げ幅は 100 ポンドにつき1シリング6ペンス(0.075 ポンド)であり、1763 年に Mores が提案した内規(多分原案は 1762 年にできていて、実施日の所には 1763 年は書いてあって、月日の所だけ空けてあったものと思われる)によると、8年以上の保険期間の定期保険の場合は1シリング6ペンス(0.075 ポンド)、6年・7年の定期保険については2シリング(0.1 ポンド)。同様に次第に高くなり、1年の定期保険については 10 シリング(0.5 ポンド)となっていた。

Cornelius Wolford(あるいは半ダースもいた彼の助手かも知れないが)は、彼の書いた保険辞典(Insurance Cyclopædia)の中で何ページにもわたって、新しい会員がこの入会手数料からの「特許状基金保有者」への過剰支払いについて辛らつに反対したことについて書いている。

たとえば、理事のうち特許状基金保有者でもあった人が入会金欲しさで不良な被保険者を正常として引受けたなどという、かなり個人攻撃が行なわれた。これに対して Mr. Mores は(誰でも議事録を精読すればこのような実例をたくさん見ることができる。特に被保険利益に関して)、『もし理事が誤ったとすればそれは用心深過ぎるという方向にだった』と答えた。

実際 1767 年 5 月 8 日以降、特許状基金保有者の持ち分 146 口は新契約の保険金額のいかんにかかわらず1口につき 1779 年に終了する2ポンド(これはすぐに1ポンド5シリング(1.25ポンド)に引下げられたが)の確定年金を支払うことで、買い取られることで合意された。

数年にわたるすべての口論は、100 年後にそれについて書いた Wolford にとっては、さらにそれより 2/3 世紀後に我々が思うより2倍もの大きさで見えただろう。

前史（原文 58 ページ）

Old Equitable、あるいは彼自身の言葉でいうと、「全ての生命保険に関わる人がこんなにも良く知っていて、と同時にこんなにもよく知らないこの会社」、について、今まで出版された最も完璧な記録は故 Cornelius Walford によるものだ。

彼は続けて言っている。「Equitable の歴史はこの国の生命保険の歴史だ、と言われている。それがたとえ厳密には正しくなくても、知らない人が想像するより遥かにそれは真実に近い。」正確さを保障するためには（現在行なっているようなこの会社の始まりについての概観だけでなく）、この会社のすべてのことについて誰かが会社の文書庫に自由に入出入りして何でも見た上で（そんなことはどの会社でも外部のどんな人間に対しても、たとえそれがどんなに信用できる人間であっても許すことではないだろうが）書かなければならない。このようなことが出来なかったためだろう、Walford の記述には多数の誤りがある。さらにそれは2世代も前に書かれているので、彼は時折今日ではあまり注目しないような欠点を強調している。

コメント（30）

ここで書かれている「誰かが会社の文書庫に自由に入出入りして・・・」ということが実現して、Equitable 創業 200 年目の 1962 年に「Equitable Assurances」という本が出版されています。書いたのは Ogborn という著名なアクチュアリーで、Equitable のアクチュアリーを長年つとめ、また保険数学の教科書を書いたりもしている人です。この本は 300 ページ近くもあるちゃんとした本です。この本の前半に、Equitable の創業期のことも詳しく解説してありますから、私も参考にしました。また Equitable の最初のオフィスのあった場所を示すプレートもこの本に載っているのをコピーしました。

しかしながら Walford の本は最も賞賛に値するできであって、特に最近 Mr. F.J. Maclean が「Human Side of insurance」の中で風刺したものと比べると、はるかに信頼できるものだ。今度はこれ（Maclean の本）について見てみよう。

1. アクチュアリーという専門職についての最高権威である William Morgan について、彼は無頓着にも「Dr. Price の甥の Morgan という名前の新しいアクチュアリー」と書き、Morgan がどのように保険料率を下げたか語る。彼はさらに Morgan がいかにして生命保険会社を成功に導いた最初の人となったか、どのようにして彼が valuation（責任準備金の計算）と reversionary bonus（累加配当方式の契約者配当）システムの創始者になったのか書いても良かったはずだ。あるいは彼は保険数学を確固たるものにした Morgan の書いたものに、彼が Royal Society に提出した論文に、彼が会員総会で行なった生命保険とその準備金についての理論についての今でも最高水準の演説に言及しても良かったはずだ。

しかし明らかに Mr. Maclean は昔の Gallio のように、これらについては何の関心も示さず、その代わり年老いて気弱になった Morgan のおしゃべりを引用したが、それについてはもう述べた。

コメント（31）

ここの所もちょっとわかりにくいですね。

聖書を読んでいるクリスチャンであればすぐにわかるんですが、Gallio というのは聖書の使徒行伝の 18 章に出てくる人で、そこでは使徒パウロ（キリスト教の創始者のような人です）がギリシャで布教活動をしていた時、現地のユダヤ人が彼を捕まえて犯罪者として Gallio の所に引っ張って行ったのに対し、現地の行政のトップだったガリオは全く無関心だったという話が出てきます。

共同訳の聖書では「使徒言行録」の 18 章で次のようになっています。

¹²ガリオンがアカイア州の地方総督であったときのことである。ユダヤ人たちが一団となってパウロを襲い、法廷に引き立てて行って、¹³「この男は、立法に違反するようなしかたで神をあがめるようにと、人々を唆しております」と言った。¹⁴パウロが話し始めようとしたとき、ガリオンはユダヤ人に向かって言った。「ユダヤ人諸君、これが不正な行為とか悪質な犯罪とかであるならば、当然諸君の訴えを受理するが、¹⁵問題が教えとか名称とか諸君の立法に関するものならば、自分たちで解決するがよい。わたしは、そんなことの審判者になるつもりはない。」¹⁶そして、彼らを法廷から追い出した。¹⁷すると、群衆は会堂長のソスネテを捕まえて、法廷の前で殴りつけた。しかし、ガリオンはそれにも全く心を留めなかった。

このガリオンというのが Gallio のことです。

これで昔のガリオのように「全く関心を示さなかった」という表現になるわけです。

このガリオという人は、ローマの有名な哲学者セネカ(小セネカ、哲人セネカ)の兄で、また有名な雄弁家のセネカ(大セネカ)の息子です。

2. Edward+Rowe Mores について彼は「職業的な(by occupation)古物収集家(antiquarian (antiquary か))」と書いている。趣味に関して「職業的な(by occupation)」と言うのは、ちょっと普通ではない。この学者肌の地主はそういう言い方をするのであれば「職業的な印刷屋」と行っても良いかも知れない。というのも、彼は活版印刷術についても権威のある書を物しているのだから。
3. 「最初のパトロン兼理事(パトロンというのは良いが 15 人にいた理事のうち、パトロンだったのは一人だけだ)は Lord Willoughby de Parham (Parham の Willoughby 卿)であったが、彼はその時引っぱりだこの貴族的な guinea-pig であったようだ」と書いているが、Oxford English Dictionary によると financial guinea-pig とは「1ギニー(1.05 ポンド)のフィーを受取る人・たくさん会社の取締役になることで生活している人」という意味だ。

Equitable の理事会では、会議のたびに出席した理事に総額 40 シリング(2ポンド)のフィーを払うことになっていたが、そのフィーは午前 11 時までに出席して会議の最後まで残っていた理事の間だけで分けられることとなっていたので、理事が 15 人全員出席したとすると一人あたり 2 シリング 8 ペンス(0.133 ポンド)になるフィーは、遅刻したり早退したりした理事には何も支払われなかった。Willoughby 卿が貴族の地位にいたことからすると、彼は会議には出席できなかっただろうから、どうしてこんなことが言えるのかわからない。

Royal Society の副会長であり、古物収集家協会の会長でもあった人について、こんな不真面目なことを言うのはふさわしくない。大デュマ(三銃士やモンテ・クリスト伯等を書いたフランスの小説家)はこんな隠喩を使っている。「草の葉のてっぺんから神を呪っているアリ」

Maclean はもうちょっとイングランド人(とはいえ頑強な長老派ではあるが)に対して兄弟らしい親切さを示しても良いのではないか。

コメント (32)

この「草の葉のてっぺんから神を呪っているアリ」というのは、これだけじゃ何のことかわかりませんよね。イギリスやフランスでは良く引用される部分のようですが、この前後を山内義雄訳「モンテクリスト伯」から引用してみましょう。

「おお人間よ」と、ダヴリニーがつぶやくように言った。「あらゆる動物のなかでもっとも利己的なもの、あらゆる生物のなかでもっとも身勝手なものである人間。地球が回転するのも、太陽が輝くのも、死が鎌をふるうのも、すべて自分ひとりのためだと信じているところのもの。一茎の草の葉ずえにとまりながら、神を見くだし、神を呪う蟻のようなもの！

では、命をねらわれた人たちのほうは、なにも失わなかったとでもいうのでしょうか？ サン・メラン侯爵夫妻も、ノワルティエさんも……」

デュマの「モンテクリスト伯」という小説も有名ですね。日本では「巖窟王」という名前でも知られている小説です。これは無実の罪で海の中の小島の監獄に閉じ込められた青年(エドモン・ダンテス)がそこを脱出、無人島の宝をみつけて自分を監獄送りにした仇に一人ずつ復讐していくという話です。その仇の一人、自分の保身と出世のために青年(ダンテス)を無実の罪で監獄送りを決めた検事(ヴィルフォール)が、その後出世して検事総長か何かになっているんだけど、その奥さんが連続毒殺犯になっていて、自分(ヴィルフォール)と前妻との間の娘も殺そうとしたことがわかり、いよいよ身の破滅……というクライマックスの一つです。

毒を盛られた人の治療に呼ばれたお医者さん(ダヴリニー)が検事総長(ヴィルフォール)に、誰が犯人かを告げようとして、この、家族を次々に殺されそうになっている検事総長(ヴィルフォール)が「自分だけが被害者だ」などと言ったのに対して、お医者さん(ダヴリニー)が上のようにつぶやいたという部分で、いかに人間が自分勝手に自己中心的で、自分だけが偉くて何でも知っていると思込んでいることか、という意味で引用される所ようです。

4. 200年近くも誤って信じられてきたことと違って、Mr. Maclean は我々に Old Equitable は 1762 年に「特許状を取得した」と保証している(注: 強烈な皮肉です)。彼はまた(Mr. Mores があれほど熱心で、彼だけでも十分だったことにも、および Sir Robert は会議に一度も出席しなかったために理事に再任されなかった4人のうちの1人であることにも関わらず)「実際に働いた理事は Sir Robert Glyn と Sir Robert Ladbrooke だった」と言っている。さらに彼は最初のアクチュアリーは William Mosdell ではなく、会社の主たる創設者の長男の James Dodson Junior だったといっている。(注: これだけ嘘が連発されているとなると、著者の怒りもわかりますね。)
5. 入会金に関する紛争は「最初の(2番目の?)回の基金拠出者による、保険金 100ポンドあたり 15 シリング(0.75 ポンド)の追加的ボーナスを支払えという要求」と誤って解釈されているが、そのような要求は実際にはなかった。
6. いよいよ Mr. Maclean のとんでもない努力について書こう。毎週の定例理事会にきちんと出席した理事に対して支払われる、総額 40 シリング(2ポンド)の報酬は、同様に招集された理事会についても、また会員総会にきちんと出席した理事にも支払われた。

しかしこの最後のものは 1771 年 12 月に総額 5ギニー(5.25 ポンド)を、理事であろうとなかろうと、年4回の四半期総会および年次総会に会議の始まる前に到着した最初の 21 人のメンバーに分配するように変更された。この結果、3ポンド5シリング(3.25 ポンド)を年に5回、総額 16ポンド5シリング(16.25 ポンド)追加で払うことになった。

今日に至ってもまだ保険会社を含む多くの会社で行なわれている、定足数を増やすために主要道路やわき道を探しまわるやり方と比べると、これは天才のなせる技で、堂々たるものだった。

【原注: Equitale の初期の総会には会員があまりにも大勢集まったので、そのため2つ目のオフィス New Bridge 大通りの Chatham place の北東の角に作らなければならなかった——そこは今 Blackfriars 駅になっていて、Hand-in-Hand's のオフィスに面している——理由の一つは内部の階段が総会の時の圧力に耐え続けることができなかったからだ。】

この「事実」に即した」という文は現実感を欠いているので、Mr. Maclean は表現力を増すために、「理事会は最初に時間内に到着した 21 人に 5ギニーずつ払うことにした。」とまで断言している。総額が 105 ギニーを年に5回払うと、年に 550 ポンドを超える額を余分に払うことになる。実際にはたったの 16 ポンド5シリング(16.25 ポンド)なのに。

このような彼の行き当たりばったりのやり方で、Mr. Maclean は若い会社がどうやってこんな支出を賄うことができるのかなんてことを考えてもいない。勝手な想像を逞しくする前に、そんなことが可能かどうか考えた方が良くだろう。

コメント (33)

ここの所かなり皮肉たっぷりに Mr. Maclean の書いたものを非難していますね。著者は Equitable に愛着がある分、Maclean の嘘八百に我慢がならなかったんでしょうね。

ところでここに「ギニー」という言葉が出てきましたが、これは1ギニー=1.05 ポンドというお金の単位です。イギリスの通貨は基本的に銀貨なのですが、このギニーというのは金貨で、ちょっとかしこまった時に使われたもののようです。

印紙税 (原文 63 ページ)

1774 年に印紙税が引上げられたので、Old Amicable は契約1件あたりの手数料を6シリング6ペンス(0.325 ポンド)に上げた。その時 Equitable の手数料は保険金額によらずに7シリング6ペンス(0.375 ポンド)だったが、1776 年 7 月に8シリング6ペンス(0.425 ポンド)に引上げられた。その他の証書のように、証券を受取る人が間接的にではなく直接的にそれを払わなくても良い理由はないように思える。

コメント (34)

ここで言う「印紙税」というのは、保険証券を発行するときにかかる税金ですから、新契約時にだけ必要となるということで、1回目の保険料と一緒に払込まれる手数料の中に加算されたようです。なお印紙税は後の方で家族収入保険の仕組みの話の所でも登場します。

日本では皆ひっくるめて予定事業費の付加保険料にしてしまうのですが、ここでは保険証券に貼る印紙税は、その証券を受取る契約者の負担ということにしているようです。ちなみに Equitable の保険料計算には予定事業費はありません。入会金と加入時の手数料の他は全て保険料(純保険料)です。

相互債務 (原文 63 ページ)

我々は会社の初めのうち、十分なファンドが貯まらないうちに死亡率が困った状況になった時、会員は一時的な資金供給(会社に対する貸付け)の要請を受けるかも知れないことをみた。そのような資金提供はあったとしてもほんの少額のものだろうと見積もられた。というのも、定款によれば債務やそれに伴うペナルティはメンバーの名義で預けられている貧弱な基金から補充されることになっていたからだ。一時的な資金供給は、(a)会員の保険金額に比例して、(b)保険の区分によりたとえ1年定期保険の契約の場合は終身保険の場合に比べて1/6になる、という具合に決まっていた。契約を解約して預託金が没収されることを受入れるのであれば、この資金供給の義務を逃れることができた。

さらに死亡した時に、その保険金支払いが他の会員によって保証されていることの代償として、Equitable の保険に入る全ての者は、Equitable の会員でなければならない。そしてその保険が続いている限り、会員であり続けると誓約しなければならない。そして彼は Equitable のルール

に従わなければならない。

この会員による「Equitable を維持する」という契約は、疑いもなく時折理事達が契約の「解約を承認した」理由だ。そしてこの文言は、理事の一人である Coleman 大通りの聖 Stephen 教会の聖職者 Anthony Webster D.C.L.の契約のうちの一つが解約された時も同じであり、その際代わりの契約に対する入会金を免除すること以上の特別な取扱はなされなかった。

一方解約返戻金は気前の良いものだった。それは予定死亡率がかなり高かったからこそ妥当といえるものだったが、そして今日の実務と異なり、定期保険の場合も自由に解約返戻金が支払われた。

契約の初めから解約返戻金が保証されている契約というのは、最近の発明だと考えられているが、そうではないことは 170 年前にそのような契約が少なくとも 1 件あったことからわかる。

コメント (35)

ここを見ると、新しい保険会社という制度を作るにあたって、コレデモカという位にいろいろ考えられていたんだなあということが良くわかります。実際にはかなり高目の死亡率を、高過ぎるとわかった上で使っているんで、保険金の支払ができないなんてことにならないと確認しているにもかかわらず、「万一不足する時は」というルールをあらかじめ用意してビジネスをスタートさせるというのは大したものです。

そしてこちらへの配慮は、実は Dodson が Equitable を作るにあたって保険料計算の仕組みを解説している論文に、すでに詳しく説明されています。そこまでの準備をしないとなかなか他人に理解してもらうのが難しかったということかも知れませんが、本当に大したものです。

ここで解約返戻金の話が出てきました。解約返戻金はどのように計算したのかわかりませんが、Equitable では最初から解約返戻金を払っていて、掛捨ての定期保険についても解約返戻金を払っていたということがわかります。その後掛捨ての定期保険については解約返戻金を払わないようになったような書きぶりですが、アメリカでも何年か前に掛捨ての定期保険で解約返戻金を払うようになり、そのための責任準備金の計算を大幅に変更しなくてはならなくなった時、大騒ぎになったのを思い出します。

日本では、少なくとも私が生保業界で仕事をするようになった今から 30 年くらい前から、率は小さいとはいえ掛捨ての定期保険でも解約返戻金はちゃんと払うようになっていて、そのためその後その解約返戻金の活用をめぐる大きな商品開発が行なわれたのですが、それはこの本の話とは別の話です。

このような相互債務は、共同保険式の生命保険会社の初期の頃としては当然のことながら、必須のものだった。そのことのため 2 回目以降の保険料の領収書は「acquittance receipt (責任免除領収書)」と名づけられていた。

前述の領収証の写しの帳簿でもそのように呼ばれていた。そしてその帳簿に(同じく Mores の内規にも)1768 年 3 月以降の期間について、誤って単位を書きもらしたわけではない証明として、シリングとペンスの欄の空きスペースはゼロで埋められた。たとえば £27 8 6 (27 ポンド 8 シリング 6 ペンス)の代わりに £27 08 06 とした。

コメント (36)

27 ポンド 8 シリング 6 ペンスというのは、正しく書くと £27 S8 P6 となりますが、S や P を省略して £27 8 6 と書くことがあり、そうするとどこが区切りが明確でなくなるので、£27 08 06 と、スペースをゼロで埋めたということのようです。10 進法であれば小数点以下は全ての桁について、なければゼロとするのはあたり前の話なのですが、20 進法・12 進法で異なった単位が使われると、ちょっと面倒なことになります。

V

保険料（原文 65 ページ）

初めの頃の保険料はしばしばあざけりの対象とされた。Dodson が保険料を計算するのに、1740 年のペストの年のロンドンの死亡率を含む死亡率を使っていることが、それが Dodson の誤りであるかのように指摘されている。今日では「The Antilogarithmic canon」と、「The mathematical repository」の著者がそんな大失敗をするのは信じられないし、今日的な立場で解釈すれば、安全割増をもつために意図的にそうしたと考えられる。

そして一方で司法長官や特許会社からは Equitable の保険料は未だかつてないほど不適切なまでに安過ぎると主張されていたのだ。どっちの見解が正しいんだろう。

コメント（37）

この保険料については、私の理解でもドドソンは誤ってペスト込みの死亡率を使って保険料を計算したので高過ぎる保険料になった、と聞かされていたのですが、実はドドソンが保険料の計算を解説している小冊子（手書きですが）が残っています。これを読むとまるで話が違うことがわかります。

ドドソンは単に保険料を計算しただけではなく、そのために死亡率を計算するところから始めています。そしてロンドンの死亡率のデータにペストによるものが入っていることは十分承知の上でそれを使っています。

保険料計算に使う死亡率には、安全割増が必要であること。どれ位の安全割増があれば良いか等十分検討した上で、死亡率を作っています。

それどころか、その当時得られるどの死亡率よりも一番高い死亡率を使って保険料を計算し、それでも保険料が安過ぎるということで、特許状の請願が却下されているんです。

そしてドドソンがやったのは単に保険料を計算しただけでなく、それに基づく将来収支予想まで計算し、このやり方で大丈夫という確認をしています。そのために、始めから基金や資本金を用意することが出来る場合、基金の代りに契約者から預託金を預かる場合、等々いろいろ検討しています。

さらにあきれ果てることに、このような計算を基本的に手計算で行ない、しかも保険数学の専門用語や記号など全く使わずに全て説明してしまっているんです。やはりこのドドソンという人はとてつもない人だと思います。

なおこの Antilogarithm というのは「対数(logarithm)の逆関数」のことで、指数関数とか真数とかいうものです。ある数の対数に対して、元の数を対応させるものです。ある数から対数を計算し、その対数から元の数を計算するのに、そのための数表（対数表・逆対数表）を使い、それによって掛け算・割り算が足し算・引き算で計算できるようになるので、コンピュータのない時代、日本のように優秀なソロバンの使い手がいなくても保険料の計算のような複雑な計算ができるというわけです。

これは計算尺の原理の元となったものでもあり、パソコンや電卓が登場する前は科学者や技術者は皆この対数表・逆対数表や計算尺を使って計算したものです。この当時は難しい計算を正確に行なうというだけで、数学の専門家として一つの職業になったようです。

Antilogarithmic canon というのは、この数表とその数表の使い方を説明した本のようなので、これを出版したということで、ドドソンは数値計算の第一級の専門家ということになります。

もう一つの mathematical repository というのは様々の数学についての教科書プラス練習問題集のようで、保険数学もその当時の最先端の数学の一部として、いろいろな練習問題が解説されているようです。

このような専門書を出版し、また Royal Society のメンバーにもなったドドソンがそんな誤りはしないだろうというのが著者の感想のようです。残念ながら著者は上に書いた保険料計算の解説書を読んでいないようです。多分 Equitable の書庫の奥の方に保管してあって、Actuary でない著者には見る事ができなかったんでしょうね。いずれこの解説書についても紹介します。

我々は1769年7月18日に行なわれたような、テムズ川からアイルランドのノア川までの10日～12日の遊覧旅行に対して、保険金100ポンドあたり10シリング(0.5ポンド)の保険料の上乗せをしようとは思わない。しかし飛行機に関しては、今日では20年前に上乗せしていたものの、半分も上乗せしないようになっている(が、まだ上乗せはしている)。初期の頃、上乗せ特別保険料は必然的に十分な死亡率のデータが揃うまでの暫定的なものであったし、また船も飛行機も次第に安全になっているのだ。そのため1767年12月にはイングランドからフランスへの往復旅行に対して、保険金100ポンドあたり1ポンドの上乗せ保険料が請求されたが、その5年半後、1774年5月と7月にはフランスあるいはベルギーとの海峡を往復するための上乗せ保険料はせいぜい保険金100ポンドあたり5シリング(0.25ポンド)だった。

そして保険金100ポンドあたり10シリング(0.5ポンド)がFalmouth(注:イギリスにもアメリカにもFalmouthがありますが、ここではイギリスのFalmouthのことだと思われます)とLisbon間の往復に対する上乗せ保険料だった。同様に1763年12月27日に、(契約の)最初の年に死亡した契約の死亡保険金から2回目の保険料を徴収すると決めしたが、その決定は9ヵ月後の1764年9月25日には撤回された。

契約を申し込む人は天然痘をやっていなければ上乗せ保険料を取られた。これはビクトリア女王の時代に、ワクチンをやっていなければ上乗せ保険料を取られたのと同じことだ。我々は天然痘の災難を征服し終わり、結核もうまく行きつつある。しかし我々にはリウマチとかガンとか前立腺の病気とかの敵がいる。大昔はこの最後の病気で死ぬ人は多くなかった。前立腺の年齢になる前に死んでしまったからだ。

コメント (38)

ビクトリア女王の時代というのは、大英帝国まっさかりの時代で、我々からすると「大昔」という感じがするのですが、Equitableの創業はその前で、そのため創業時はこうだったけれどその後ビクトリア女王の時代にはこうなったというような書きぶりになっています。

このあたり、外国の歴史をきちんと知らないと混乱してしまいますね。

昔の保険料と今の保険料を比べると、我々が公衆衛生が発達したこと、その他の理由により非常に長生きになったこと(それは自然のバランスからそれと反対の効果を持つ出産の減少がそれと同時に起こったかことから予想されることだけれど)、を考慮に入れなければならない。

18世紀のロンドンの死亡率についてJohn Francisはこう書いている。「ある時期にロンドンで死んだ人の数はそれ以外のもっと健康な都市で死んだ人の倍になる」。

一方死亡保険の途方もないコストは、生存保険の安さとバランスが取れている。これは「Heads I win, Tails you lose(表なら俺の勝ち、裏ならお前の負け)(注:どちらに転んでも俺の勝ち)」の状況ではない。で、1764年8月21日、年払保険料1ポンド7シリング6ペンス(1.375ポンド)(初年度についてはそこから10シリング(0.5ポンド)が基金拠出者に渡ることになる。というのも申込人は入会金として15シリング(0.75ポンド)でなく5シリング(0.25ポンド)しか払ってないのだから)で、Abraham Cortissosという少年が21歳になったら100ポンドの保険金を払う契約が発行された。

彼の年齢は書いていない。会社にとって最も不利でない話は、彼がまだ1歳になる前であり、満期まで20回でなく21回分の保険料が支払われることだった。この仮定だとしても、生き残った場合の利回りは複利で10%を超えることになる。

コメント (39)

Equitable は定期保険と終身保険だけ扱っていたんだと思っていたら、急に生存保険が出てきました。これは初耳です。

年払保険料 1.375 ポンドを 21 回払うと総額 28.875 ポンド払うことになるのですが、これで満期まで生きていたら 100 ポンドの保険金がもらえるとしたら、とてつもなく儲かる話です。

これを毎年 1.375 ポンド貯金して 21 年後に 100 ポンドになると考えて金利を計算すると、その金利は 10.25%になります。

もちろん当時もこんなに高金利じゃないですから、この原因は死亡率が高かったからということになります。

会社にとって幸運なことにこの契約は満期まで続かなかった。多分少年が子供のころ死亡してしまったんだらうと思われる。そうでなかったとしたら、申込人は契約を失効させるなんて馬鹿なことはしなかったらうから。

司法長官は提案された保険料が安過ぎると誤って考えていたが、それまで請求されていた保険料と比べるとはるかに安いといったのは正しい。それは次の例からはっきりする。

(a) 定期保険

もしある男性が1年以内の死亡に対して 500 ポンドの保険に入りたいとした時、Equitable の通常の保険料は 20 歳では 8 ポンド 17 シリング 6 ペンス (8.875 ポンド)・30 歳では 11 ポンド 2 シリング 6 ペンス (11.125 ポンド)・40 歳では 15 ポンド 10 シリング (15.5 ポンド)・50 歳では 21 ポンド 3 シリング 4 ペンス (21.167 ポンド)となる。2大海上保険会社(注:London 保険会社と Royal Exchange 保険会社)であれば、年齢が若ければ 500 ポンドに対して少なくとも 25 ポンドの保険料を請求したらうし、通常は保険金額を 100 ポンドに制限して 5 ポンドかそれ以上の保険料を請求したらう。

そこで Equitable に来る前に彼は次にまず Amicable に行ったかも知れない。というのも、1757 年頃には死亡保険金は最低でも 125 ポンドが保証されているというのを知っていたかも知れないから(そのような増額は 1758 年 4 月 5 日から開始された)。

死亡保険金 500 ポンドを獲得するためには(もし被保険者の年齢が 46 歳未満であって、Amicable の 2,000 人のメンバーに十分な空きがあるとした場合だが)、3人のダミーを用意して 4口の申込をしようと思うかも知れない。しかし 1人の人の死亡の時支払われるのは 3口までだと知らされれば、375 ポンドの保険金を確保するために 33 ポンド程度支払うことになるだろう(というのも、保険料以外にダミーを用意するには金を払わなければならないから)。

(b) 終身保険は London 保険会社にも Royal Exchange 保険会社にも引き受けてもらえないだろう。最大限可能なのは、100 ポンドまでの保険金で(海上保険や火災保険のように)定期保険を毎年更新するということまでだろう。

そして初めのうちは保険料は 5 ポンド未満にはならないし、それは多分次第に高くなり、そのうち更新が拒絶されることになるだろう。終身保険については Amicable の方が良いだろう。1757 年より後であれば 125 ポンドの死亡保険金の最低保証があるので、最高で 375 ポンドまでの死亡保険金を確保することができ、ダミーの口数を確保するのも最初の 1 年目だけで良いし、その値段もまた元々の 6 ポンド 4 シリング (6.2 ポンド)の保険料も Equitable との競争に押されて次第に下がっていった。そのため 1 口あたりの 1 年目の支払いは約 14 ポンドから約 11 ポンドに下がった。Equitable からだけ 500 ポンドまるまるの終身死亡保障が手に入り、その保険料は 20 歳では 13 ポンド 6 シリング 8 ペンス (13.333 ポンド)・30 歳では 18 ポンド 1 シリング 3 ペンス (18.0125 ポンド)・40 歳では 23 ポンド 0 シリング 10 ペンス (23.0417 ポンド)であり、また Equitable

では加入時の年齢 67 歳まで加入できるのに対し、Amicable では 45 歳までしか加入できない。

コメント (40)

ここで(後にペストを入れた死亡率を使ったので保険料が高過ぎたといわれた)ドドソンの保険料が、同時代の保険会社と比べていかに安かったかが例示されています。そもそも Equitable で得られるような保障は他の会社では得ることができないし、仮に得られたとしても保険料はとて高くなり、また年齢が高くなると保障が途中で終了してしまうことを示しています。

それにしても、平準保険料方式を取っているため高くなっている終身保険の保険料率ですら、他社の 1 年掛捨ての保険料より安いという、この差は、見事なものですね。

こんな安売り競争を仕掛けられたら、仕掛けられた方としては何としてもそんな会社を潰さなきゃと思っ
てしまいますよね。

定款に載っている保険料は、父の方の Dodson が作った表よりちょっと安くなっていて、そのため彼らの入会手数料の取り分がちょっと危なくなったことを知って、特許状基金保有者は 1764 年に保険料を上げた。

しかし 1776 年の Dr. Price の勧告にもとづいて、会社は即座に次のような危険上乗せ保険料を廃止した。すなわち若年割増し(若者が結婚前に多数の異性と遊びまわるリスクに対して)ーこれにより 1765 年には 30 歳未満の保険料は 1.5 パーセント割増されていたーとか、50 歳未満の女性割増とか、そして 1777 年 6 月から全ての保険料が 10%引き下げられた。

Dr. Price が彼の Reversionary Payments に関する著作の第4版のために Sweden, Chester, Northampton その他の死亡表を出版した際、Equitable は Northampton 表を採用することとした。そして 1781 年に William Morgan はこれから完全な保険料表を作り上げた。それは2万を超える計算の結果であった。

この計算された純保険料は、それまで使われていた保険料と比べて非常に安かったので、新しい保険料率を採用すると会社の収入保険料は 36,000 ポンドから 32,000 ポンドに減少してしまうことになった。このような事態を避けるため、「社員の給料やその他の経費を支払うため、および会社の安全性をより完全にするため」新しい保険料率は暫定的に 15%割増された(この割増は4年後に廃止された)。そしてその代わりに reversionary bones を実施することが始めて宣言された。

コメント (41)

上の割増保険料の話は面白いですね。若者は遊びすぎるから割増し、50 歳未満の女性は妊娠・出産のリスクがあるから割増し、旅行をするなら割増しといった具合に、きめ細かく対応していたんですね。

今では死亡保険は女性の保険料が男性より大幅に安いのが当たり前ですが、Equitable では 50 歳未満の女性の保険料が割増しになっていたなんて話は、その後いかに妊娠・出産のリスクが小さくなったかということを現しています。

死亡率を改訂すると保険料が安くなって会社の収入が減ってしまうというのは、今でも共通する問題です。日本では通常この収入が減ってしまうのを避けるため、追加的な細かい保障をテコ盛りに付け加えて、死亡率は下がったけれどその分いろんな保障を追加したので保険料は変わりません・・・とやって、その結果保険契約にどんな保障が付いているのかわからなくなったり、保険金の不払が発生したりして問題になるのですが、Equitable ではその代り保険料をそのままにして保険金割増の形で配当金を払うということで、収入の減少を防ぎました。

その結果は、何と配当金による保険金割増後の総保険金額が当初の保険金額の何倍にもなるということになって、これはこれでなかなかやっかいな話なのですが。

さて John Francis はこれらすべてを Morgan の著作から知っていたにもかかわらず、彼は上記のような姿勢を取ってドラマチックな記述をしないではいられなかった。そのため 1782 年のボーナスについては言及せずに、彼は(保険料は)「15%割増しされた。なぜなら理事の何人かは医者や料金を安くすることによって、その病院の評価を下げていたと考えたから(注: 料金が高い方がレベルが高いと思われるということ)」と書いている。

彼が2回目の reversionary bonus について(あたかも最初の bonus であるかのように)書いている所では、彼は Equitable は相互会社であるため所有者(株主)はいなかったし、特許状基金所有者もすでに何年も前にいなくなっていたにも関わらず、大げさにも「トラに人間の肉を味あわせた時のように、それは所有者(株主)に対してもっと要求する刺激を与えた」と書いた。

これらは Francis の「Equitable の成功は有名人の名前を偽って使ったことと、契約の件数をごまかしたことによる」という声明と軌を一にするもので、Mr. Maclean が大喜びで引用している。この二人の書き手は、もっと本当のことを知るべきだった。

「イバラからぶどうが、アザミからいちじくが採れるだろうか。……悪い木が良い実を結ぶこともできない。」

コメント (41)

この所、新約聖書のマタイによる福音書からの引用です。例の「狭い門から入りなさい……」のすぐ後にある部分ですが

共同訳聖書では

¹⁵ 偽預言者を警戒しなさい。彼らは羊の皮を身にまとい、あなたがたのところに来るが、その内側は貪欲な狼である。¹⁶ あなた方は、その実で彼らを見分ける。茨からぶどうが、あざみからいちじくが採れるだろうか。¹⁷ すべて良い木は良い実を結び、悪い木は悪い実を結ぶ。¹⁸ 良い木が悪い実を結ぶことはなく、また、悪い木が良い実を結ぶこともできない。¹⁹ 良い実を結ばない木はみな、切り倒されて火に投げ込まれる。²⁰ このように、あなたがたはその実で彼らを見分ける。」

となっています。

このように引用することによって、著者は John Francis や Mr. Maclean をニセ者だと決めつけているわけです。

Francis の「おとりとして貴族が必要だったようだ。そのため Lord Willoughby de Parham が皆の前にみせびらかされた」という皮肉を読んだあとで、彼の本の最初を見て、そこに 1853 年 5 月にもなって Marquess of Lansdowne に媚びるような献辞を見つけるのも興味深いことだ。

保険料をもっと下げるようにという主張に対して Morgan は、保険料を引下げることによって大きなボーナスがなくなってしまって喜ぶのは、早期に死亡する契約の持ち主だけだと答えた。

1765 年 2 月 12 日 ある契約申込人が週毎の定例理事会で、以前うっかり被保険者の年齢を間違っ
て若く言ってしまったと語った。そして保険にかけられているのが積荷としての奴隷であるような場合でも、ロンドン保険会社の契約書が「神の名の下にアーメン」で始まっているような 18 世紀の大袈裟な言い方で

「次のように命じられ、することになり、同意された、すなわち会社は……正当な保険料と未返済分が支払われることを条件に、その契約はそのまま有効のままとする」

配当の代わりにボーナス（原文 73 ページ）

現在では保険料はあらかじめ決まっている reversionary bonus が払えるようにその分割増しされているので、ボーナスは最初は次のようにたまたま発生したということを忘れてしまう危険がある。

コメント（42）

ここからいよいよ reversionary bonus の誕生の話が始まります。Equitable のこの配当方式（日本では通常「累加配当方式」と訳されています）の大成功により、イギリスの多くの生命保険会社は同じようにこの方式を採用しました。日本でも戦後は基本的に「利源別配当方式」として、利差益・死差益・費差益に対する利差配当・死差配当・費差配当をする、どちらかといえばアメリカ流の配当方式になっていますが、戦前はこの累加配当方式が多くの生保会社で採用されていました。

日本で初めて相互会社としてスタートした第一生命もこの配当方式を看板に業績をのばし、事業の基盤を確立しました。第一生命がスタートしたのは 1902 年、Equitable 生命のスタートの 140 年後のことです。

以下では具体的な計算例が載っているので、仕組みが良くわかります。

1781 年の終わりに Dodson の純保険料を Price の Northampton 表にもとづく純保険料に置き換えると、保険料収入が明らかに減少してしまうことがわかった時、そしてそのため新しい保険料を少なくともあまりにも急な引き下げにならないように、少なくともしばらくの間割増しすることが望ましいとわかった時、その時残っていた会員が必要以上に高い保険料を払ってくれて会社の成功に貢献したことに報いるため、保険金 100 ポンドごとに保険金額の上乗せがされた。

これ以上単純なことはない。ボーナスには何の不思議もない。それは単純に保険金額の増額であって、その理由はそれまで保障していた保険金額に対して保険料が高過ぎたということがわかったからということだった。

そのためこれは過去の保険料の払いすぎの返還と、将来の（保険金額を増額した分に比例する）保険料率の引き下げを組合わせたものだ。そして保険料収入の減少を避けるのと同様、有価証券の売却も避けることができたことにより、これはより良いやり方だった。

ここでまだ残る疑問は、異なる保険に対してどれだけ保険金額を増額するか、あるいはアクチュアリー専門用語を使うと、Morgan の採用した方法（そして Equitable によって、新契約時に募集手数料を払わないという昔からの原則と同様に、死亡の時にのみ保険金を支払う保険についてそのまま今だけに採用されている方法）は、もともとの目的は剰余を配当の形で分配しようとするところだったと思えば、最も良く説明できる。このような配当は異なる年齢の異なる保険料率についてまで創設者達は細かく考慮しなかったので、ごく自然に保険料を受取った回数に比例するものとされた。

このやり方は配当を経過年数に比例するように改良することができ、実際その後配当の分、保険料が割高になる期間を限定したいと希望する契約者にも公平に取扱われるよう、そのように変更された。

それで(会社がスタートした)1762年の定款には次のように書いてある。

「総会において保険料から発生する資金が保険金を支払うのに十分過ぎることが報告された場合、総会においてあるいはその時の会員により都合が良いと判断される場合には次のような方法で剰余を配当することを宣言する」

「Equitable の会員は経過年数別に区分され、配当の宣言に先立つ 12 月の次の 12 月の末日以前に満1年以上経過している場合は、その第1区分に分類される。2番目の区分に分配される配当は、1番目の区分に分配される配当の2倍とする。以下、3番目の区分は3倍・・・と等差数列の形で計算し、その後配当は保険金額に比例して分配される。」

コメント (43)

ここの所、この定款の規定は良くわからないですね。

とにかく「剰余の配当」という、これまでにないものを、計算で示すならともかく、何の式も使わずに文章で表現して、しかもそれが 250 年も昔の英文で、法律みたいな書き方をしているんですから、わからなくても当然かも知れません。

多分大体の所は合っていると思います。興味がある方は原文に挑戦してみてください。

現金配当の方式がこのように暗示するように、1782年に Morgan は経過年数比例の保険金額 100 ポンドあたり1ポンド 10 シリング(1.5 ポンド)の reversionary bonus を推奨した。

しかしその年数というのは、「1781 年末に(満了するのではなく)始まっている年数」とされ、保険金額 1,000 ポンドの契約の場合は次のようになる。

加入年	1781年12月31日に 始まっている年数	reversionary bonus	保険金額 総額
1781年	1	15ポンド	1,015ポンド
1780年	2	30ポンド	1,030ポンド
1779年	3	45ポンド	1,045ポンド
.....			
1764年	18	270ポンド	1,270ポンド
1763年	19	285ポンド	1,285ポンド
1762年	20	300ポンド	1,300ポンド

配当が行なわれた最初の5回の配当率は次のようであった。

1781 年末に始まっている年数につき	100 ポンドあたり	1.5 ポンド
1785 年末に始まっている年数につき	100 ポンドあたり	1 ポンド
1791 年末に始まっている年数につき	100 ポンドあたり	1 ポンド
1792 年末に始まっている年数につき	100 ポンドあたり	2 ポンド
1795 年末に始まっている年数につき	100 ポンドあたり	1 ポンド

1762年に発行された契約の場合、上記の「始まっている年数」はそれぞれ 20, 24, 30, 31, 34になる。

そのため 1796 年版の「Short Account」に示されているように、保険金額 1,000 ポンドの契約の保険金額総額は、次のように増額された。

加入年	1781 年 の年末に追加されたボーナス	1785 年	1791 年	1792 年	1795 年	1795 年 12 月 31 日 の総保険金額
1762 年	300 ポンド	240 ポンド	300 ポンド	620 ポンド	340 ポンド	2,800 ポンド
1763 年	285 ポンド	230 ポンド	290 ポンド	600 ポンド	330 ポンド	2,735 ポンド
1764 年	270 ポンド	220 ポンド	280 ポンド	580 ポンド	320 ポンド	2,670 ポンド
1765 年	255 ポンド	210 ポンド	270 ポンド	560 ポンド	310 ポンド	2,605 ポンド

後になるほど経過年数が長くなるので、ボーナスによる追加保険金はとんでもなく増える。そして 1799 年から 100 年間、配当は 10 年毎に行なわれた。

コメント (44)

上の表のように、経過期間が長くなればなるほど急激に、配当あるいは総保険金額が増えていきます。いわゆる「加速度的に」という具合です。表で見ると、総保険金額が当初の保険金額の2倍にも3倍にもなります。ということは、解約返戻金の方も同じように増えるはずですが。

こうなると皆、その保険金が増えることを目的に保険に入ろうとします。死亡率がさらに下がって保険料を引下げることが可能になっても保険料を高いままにしておいて、その分 reversionary bonus をどんどん増やしたり、あるいはもともとの保険料の計算の中に reversionary bonus のための保険料を組込んで、もともと利益が出た時に配当するはずのものが、利益が出ようと出まいと必ず出る(出す)配当に変わってしまいました。

この配当方式はわかりやすいという利点はあるのですが、必ずしも公平な方式ではないし、もともとの保障のための生命保険から、高い配当狙いの生命保険になってしまったということで、日本では戦後この方式の配当はなくなり「利源別配当方式」に変わったのですが、イギリスではその後もこの方式が続いて、安い保険料が嬉しい人用の無配当の保険と、高い配当が嬉しい人用の reversionary bonus の保険と、両立していたということです。

今はどうなっているのか、良く知りません。

この累加配当方式、教科書には書いてあるのですが、実際どのように計算するのか、良くわかりませんでした。このように例示してくれると良くわかりますね。

以上で「生命保険創世記」はおしまいです。

このあとは付録になります。

労働党と生命保険 (The Times 1928 年 10 月 11 日付より)

(原文 78 ページ)

The Times の編集者 殿

政府による生命保険会社の国有化の計画の中で、とりわけ労働党は相互会社組織と株式会社組織の生命保険会社に区別をつけていないように見えます。とすると、労働党の政府が食料品店を買収する時も、多分に党の支持者達によって設立された生協組織に対しても、何の好意的な取扱もないのでしょうか。

株主の支援を受けることなく人々が集まって作った生命保険会社と、人々が集まって作った食料品店は、基本的に同じようなものです。このような買収ないしは押収は、将来の競争に対して備えがなければ無益なものとなります。

問題は政府が提供する生命保険会社や食料品店に満足しない人が結託してもっと良い条件を獲得しようとする場合、どんな懲罰を課すつもりなのでしょう。そして生命保険会社はなぜ今のままではいけないのでしょうか。生命保険というのは、多分世界で一番科学的に運営されているビジネスです。そこには「rings」も料金表もありません。(注:ここの「rings」とか料金表(原文では tariff)が何を意味するのか、わかりません)。相互会社も株式会社も含めた生命保険会社間の激しい競争の結果、人々は安全な範囲での最も良い価値を手に入れることができます。

上述の区別は、Northampton 死亡表の欠点に関する議論の中で Dr. Farr によってされているものです。「それを使用することによって、株式会社は非常に高く不公平な保険料を、生命保険という複雑な科学についてよく理解していない、良く教えられていない社会から取り立てた。」と彼は言っています。彼は相互会社について何も言っていないのは、相互会社では保険料が高過ぎた分はその分大きな利益の分配で埋め合わされているという理論にもとづいています。

Northampton 表は、Dr. Price によって Northampton の All Saints 教区の 1735 年から 1780 年まで 46 年間の記録にもとづいて、若い人の移民による減少分を調整した上で、この期間を通して人口はほぼ安定していた(なぜなら死亡数はほんの少し洗礼数を上回っていただけだったから)と仮定して作られた死亡表です。

この仮定は間違っていました。というのも、この教区には幼児洗礼を拒否する人がかなりいて、その結果死亡率は分子に比べて分母が小さ過ぎるため、過大になっているからです。

この結果政府は生命保険に関して面白い実験をすることになりました。ナポレオン戦争の時代に膨らんだ国の債務を減らすため年金を売り出すことになり、その価格は Northampton 表の死亡率にもとづいて計算されました。その結果は悲惨なことになり、Mr. John Finlaison が大蔵省に提出した報告書にもとづき年金を価格改正するまでに、国は 200 万(ポンド)も失うことになりました。

高過ぎる死亡率は最近の死亡率を使う場合と比べて、生命保険会社の資金をはるかに急速に増大させましたが、それは政府が(買手に)有利過ぎる年金を発行した原因となったのです。

これは不幸なできごとでした。しかし現実に民間の会社は成功し、お役人は失敗したのです。

Absit omen (そんなことが起きませんように。クワバラクワバラ)

J.G. Anderson

コメント (45)

この文は Equitable の昔話ではないんでしょうが、「著者の書いたもの」ということで一緒に本に収めているようです。

イギリスで労働党が政権を取った時、いろんな企業を国有化しようとしたのに対して、生命保険会社、特に相互会社制度の生命保険会社は「国有化する必要がない」と主張していたようです。

この中で「Northampton 死亡率表」について触れています。すなわちこの死亡率表を作る際の前提条件が違っていたため、死亡率が高過ぎるように計算され、これは死亡保険の保険料計算では保険料が高くなるんですが、これは配当で返せば良いだけの話で、逆に年金の方は、保険料に対して払う年金が多過ぎる結果になってしまいます。

ここで引き合いに出されている「Northampton の表」というのは、Equitable のために Richard Price が計算したものですから、その意味で Equitable に関係する記事ということもできます。

国債を発行するような形で国が年金を販売したのですが、それが高過ぎる死亡率を使っていたので支払う年金の額が多過ぎて、国に大きな赤字をもたらしたという話です。

今では死亡率を用意する時、死亡保険用の死亡率は安全割増をしてちょっと高めの死亡率を使い、年金などの場合は安全割引してちょっと(あるいはかなり)低めの死亡率を使うというのが当然のように理解されていますが、その昔は死亡率というのは現実の死亡データにもとづいて科学的に作られたものだから、それが死亡保険に使われるんだったら、年金の計算にも当然使えるはずだと思われていたんでしょうね。

「死亡率を計算する」というのは、かなり厄介な作業です。今は日本では性別・年齢別の死亡数の統計がきちんとしているし、性別・年齢別の人口もきちんと把握されていますから分母・分子が揃っていて、あと技術的な調整をちょっとやるだけで死亡率が計算できます。

昔の死亡率の作り方は(Equitable のスタート時の保険料の元となった Dodson のものも、この論文で言っている Price のものも、あるいはそれらよりもっと古い Harley のものも)、基本的に死亡数のデータだけから死亡率を作っています。すなわち分母・分子が揃ってなくて、分子だけから率を計算してるんです。分母をきちんと把握するためには国勢調査をしなきゃならないのでなかなか分母のデータは取れないということから、仕方なく分子のみからいろんな前提条件を仮定に計算するんですが、そのような事情を理解せずに単に出来上がりの死亡率を使うととんでもないことになるという、これは有名な話です。

経費率に関する Walton の式 (原文 81 ページ)

ある数の別の数に対する比は、最初の数(分子)を2番目の数(分母)で割って計算する。そして分子を100倍することによって、この比はパーセント表示になる。5分の2をパーセント表示にするには、2を100倍して5で割って、40パーセントとなる。

生命保険会社の経費率は1年間の総経費の、同じ期間の総収入保険料に対する比のことだ。なぜ全ての経費が会社の全収入によってでなく、保険料収入のみで負担されなければならないのか、何故経費の一部を利息収入で負担しないのかについては、当面考えないことにしよう。多分元々の目的は保険料のうちの経費を負担するはずだった部分は、その目的のために足りていたかどうかを確認しようというものだったのだろう。

元となる仮定は、保険料の集金に1回目の保険料であろうと2回目以降の保険料であろうと、同じパーセンテージのコストがかかるということだ。それは1762年の死亡率にもとづく終身保険が始まるという大きな改革があった時より前の頃の名残だ。

それ以前の生命保険は死亡統計にもとづくものでなかっただけでなく(火災保険・盗難保険・自動車保険が今でもそうであるように)1年ごとの契約であり、満了時には新たに健康状態に関する新しい証明がなければ更新されないもので、45歳を過ぎると更新できないものだった。

このような1年更新の契約の場合、紹介(仲介)手数料は1回目の保険料に対しても2回目以降の保険料に対しても同じパーセンテージが支払われた。契約が終身保険になった時、1回目の保険料に対しては1回だけの経費、すなわち医的診査費用・印紙税・旅費・証券発行費用などが負荷されるようになった。しかし経費率の計算はそれだからといって変更されなかった。というのもこれらの費用は、会社の全体としてのランニングコストの一部であると考えられたからだ。

以下に述べるように、状況が変化する前であっても既に経費率は、非難の余地のない保険会社の価値を評価する試金石ではなかった。いくつかの会社は平均して他社より保険料を安くして、そのため分母が小さくなるので、同じ経費であっても経費率は高くなってしまった。このような反対意見は、20世紀になっていくつかの会社が今までなかったほどの安い保険料で無配当の契約を大量に売っているので、一層大きい。しかし我々は道にそれてしまった。

問題は新契約獲得競争のために、初年度の保険料のうちさらに大きな部分が使われるようになっていて、それはイギリスにアメリカの大きな生命保険会社が参入して、保険料比例ではなく保険金比例の代理人手数料、あるいは初年度手数料という新しいやり方を持ち込んだことにより一層加速されている。

このように変化する状況で、上記のような今までのやり方で経費率を定義するのはもはや信頼できるやり方ではなく、特に若い会社や新契約を急増させている会社にとっては不公平だということが明らかになった。古い会社が一休みして比較的小さい部分の保険料に対する重い新契約手数料と、比較的大きな部分の保険料に対する軽い2年目以降手数料を払っているのに対して、このような若い会社あるいは若返りつつある会社は、金使いが荒いように見えてしまう。

この金使いの荒さは、他の会社が刈り取っている時に彼らが種まきをしているということから、より一層際立って見えてしまう。

このような新しい状況に対応するために新しい式が Faculty of Actuaries in Scotland の Fellow でもあり、The Policy-Holder 社の創設者の一人でもあった故 W.G. Walton により考案された。彼はその後 Scottish Provident Institution 社のアシスタントアクチュアリーとなり、実質的にアクチュアリーであった。

Walton はスコットランド水彩画家協会の会長である Edward A. Walton, R.S.A. の兄弟であり、偉大な文化人で月並みでない芸術家であった。

Scottish Provident 社は当時、多分今でも、広告のために、シミのついた紙を使った本の形のカレンダーを毎年出版していた。そして Walton はそのカバーの中でも最もエレガントなものをデザインした。彼は内気で控えめな性格だが、彼の良さは良く理解されていたようで、最終的に彼は Faculty of Actuaries の会長になった。

上記の通常の間接率は E/P で、パーセント表示では $100 \cdot E/P$ 、ここで E はコミッションを含む全経費で、 P はこの年の収入保険料総額だ。分母の P は、 $nP+rP$ と書くことができる。ここで nP は新契約保険料・ rP は2年目以降の保険料だ。

そこで Walton は新契約保険料を獲得するコストは2年目以降保険料を獲得するコストの何倍か—10、7 と $1/2$ 、8、その他何でもお好み次第(彼の方法は非常に柔軟なので)—だと仮定した。その後最も一般的に使われた倍率を使うことにして、新契約保険料を獲得するコストは2年目以降保険料を獲得するコストの10倍だとしよう。そうすると Walton の式は $E/(10nP+rP)$ となる。この式の結果がたとえば100倍して6.83パーセントになったとしよう。そうすると新契約保険料に対する経費率はこの10倍の68.3%ということになる。

興味深いことに Walton がこの新しい方法を最初に発表したのは保険の雑誌ではなく、何と North British Agriculturist(北英農業者)誌だった。もし誰かが40-50年間のこの雑誌のファイルを探して、それが実際何日付けのものだったか確かめるのは歴史的に興味のあることだ。

もし保険料収入に共通の間接率 K を掛ければ経費の総額を $K \times P = E$ と計算できる。これはこの式で K を E/P で置き換えれば $E/P \times P = E$ となることからわかる。ここで k を2年目以降保険料に対する経費率、 $10k$ を新契約保険料に対する経費率とする。すると

$$10k \cdot nP + k \cdot rP = E \text{ となり、} k(10nP + rP) = E \text{ となる。これを } 10nP + rP \text{ で割れば、} \\ k = E/(10nP + rP)$$

という Walton の式となる。

最近この式はさらに改良された

(a) 年金ビジネスを獲得するコストを控除することになり、年金の一時払保険料の3%を経費総額から差引くことになった。そのため分子は E から $E-3C/100$ となった。

この結果、経費率は、新契約分・2年目以降分ともちょっと小さくなる。

- (b) もう一つの変更は逆方向のものだ。最近の数年間の保険料一時払の契約の急増は、分母の新契約保険料を増大させてしまっている。その結果、新契約の経費率も2年目以降の経費率も不当に低くなってしまっている。これは実際、現実をゆがめてしまっている。というのも、この保険料の多くは実際現金で受取ったものではなく、一時払保険料の 90~95%は両建てで生命保険会社から借り入れたものであった。
- (c) それを修正するため、分子の経費からさらに一時払保険料のコストとして5%を控除する。そして
- (d) 分母の新契約保険料から一時払保険料を全て差引く。

コメント (46)

この文も必ずしも Equitable の昔話ではありません。

生命保険会社の経費(事業費)支出を管理するため、事業費を収入保険料で割った率を見るという方法があります。日本では「対収保事業費率」といって、どこの生保会社でもこれを計算し役所に報告しています。

Equitable はちょっと変わっていて、新契約のときに募集手数料を払わないという営業スタイルを取っていました。これは本文の昔話の中でも、申込者が直接理事会に出向いて理事さんたちの面接を受けるという話の延長線の話です。

このため新契約の件数はそれほど増大しないのですが、それなりに堅実な経営をしていたということです。

募集手数料を払わないと、事業費も初年度の経費が飛びぬけて多いということもないのでこの対収保事業費率で良いのですが、アメリカから生命保険の販売に専門の募集人を使い、高率の募集手数料を払うというやり方が輸入されると、それまでの単純な率では管理できなくなります。

すなわち新契約成績が良いと募集手数料がかさみ事業費率が大きくなるので、経費の使い過ぎのよう見えたり、新契約成績が悪いと募集手数料が少なくなるのでかえって事業費率が小さくなって、かえって効率経営ができていくかのように見えてしまうということです。

これに対処するため計算式をいろいろ変えて事情の変化に対応しようというのがこの論文の内容です。

同じようなことはどこでもやっていて、日本でいえばたとえば新契約成績を新契約の保険料で評価するのに一時払の契約の場合は保険料を保険期間で割算するとか、一時払の契約だけ別に見るとか、いろいろ工夫しています。

事業費の管理についてはこの対収保事業費率はそのまま使われていますし、さらに対枠事業費率といって、予定事業費と実際事業費を比較して実際の事業費支出が保険料計算、あるいは責任準備金計算で使った予定事業費とくらべてどれだけ多いか少ないか、などの分析をしています。

家族収入保険契約の原理 (原文 88 ページ)

最近の家族収入保険契約の人気に、最初は用心深く偏見を持って反対していた人の反応がある。

一般人の間での人気の理由は、若い結婚している人は何らかの方法によって資金を溜めるまでの間は、(その後の)彼の主目的である死亡一時金、あるいは老後のための満期保険金を損なうことなく、それまでのその残りの期間、たとえば 15 年とか 20 年とかにわたってその間彼が死んだ場合、彼の近く親しい人のために収入が保証されているからだ。

生命保険会社の社員あるいは代理店にとっての人気は、この保険が新契約成績を大幅に、実際リスクの最大値をはるかに上回る額だけ増大させることが原因だ。これは次のように、教育養老保険との比較で示すことができる。

- (a) 教育保険は、たとえば少年が 12 歳から 18 歳になった時、7 回にわたり 150 ポンドずつ支払われる。12 歳になった時のこの 150 ポンド7 回分の現価は、3 と 1/4% (3.25%) の利率で 955 ポンドになる。そして所得税を無効にするため、少年の 12 歳の誕生日に満期となる父親を被保険者とする、955 ポンドの養老保険に入る。

この契約に対する印紙税は 955 ポンドに対する 10 シリング (0.5 ポンド) であり、総額 1,050 ポンドに対する 1 ポンドではない。そして新契約高は印紙税の取扱と同様に、955 ポンドとなる。

- (b) 一方、家族収入保険の場合は、新契約の評価も印紙税の取扱も別となる。既婚の男性が最初の 15 年間にわたり彼が死亡した時、家族が毎週 3 ポンド受取るようにしたいと考えたとする (注: 毎週 3 ポンドを 52 週で年に 156 ポンド。(a) の 150 ポンドに合わせてあります)。

彼は保険に入って、その期間内に死亡した場合には次の契約応当日に、死亡時からその応当日までの期間に対応する 1 年あたり 150 ポンドの年金を受取り、その後毎年契約応当日に 150 ポンドずつ、15 年目の契約応当日まで受取るようにする。そしてその 15 年目の契約応当日には、一時金で 1,000 ポンド受取る。そして彼が 15 年間生存していた場合は、その後死亡した時に 1,000 ポンド受取る。

これからすると、たとえば初回の保険料を払った直後に死亡した場合、総額 3,250 ポンド (= 150 ポンド × 15 年 + 1,000 ポンド) 受取ることになる。この額が新契約成績になるし、この額が印紙税の課税対象となり、2 ポンド (保険金額が 3,000 ポンド超 4,000 ポンド以下の場合) の印紙税がかかる。

税務当局が年分割払いの保険金をこのように保険金として取扱う以上、それを後日、受取時に年金として所得税の対象とすることはないため、非常に有利だ。

しかしながら上記の収入保証保険の場合、そのリスクが加入直後に死亡した場合の総額の受取額である 3,250 ポンドまでになることはない。

その時点での死亡は、15 年過ぎて以後の支払はなくなるし、15 年間にわたる 150 ポンドの支払と 15 年後の 1,000 ポンドは 3 と 1/4% (3.25%) の利率で割引くと、全体で約 2,375 ポンドにしかならない。この金額に対する印紙税は実際に課せられる 2 ポンドでなく、1 ポンド 10 シリング (1.5 ポンド) となる。

もし以後の 15 年間に死亡が起これば、それによって支払われる金額およびその現価は、15 年後に死亡した時に支払われる 1,000 ポンドに向かって急速に小さくなる。

死亡保険金が2,375ポンドから1,000ポンドまで逡減する保険は、会社が死亡時の一時金支払に代えて実際の支払総額がそれよりはるかに大きくなる分割支払を認めれば初期の目的に同じように使え、その場合また当初の印紙税負担はもっと小さくなるだろう。

しかしそれより、あらかじめアレンジされている(収入保証保険の)方が、被保険者の遺言執行人が分割払いの取扱を頼む必要がない分、優れている。

死亡保険金が2,375ポンドから始まって1,000ポンドまで逡減する保険は、保険料も保険金が1,000ポンドになるまで逡減しなければならない。そして家族収入保険の保険料も平準でなく逡減保険料でなければならない。保険料がそのように逡減しないことが、家族収入保険に対する理論的な反対意見となっている。

しかし平準保険料を2つのレベルとして、高い方の平準保険料は保険金が逡減している期間に対応するもので、低い方の保険料は保険金額の逡減が終わって一定になった後の期間に対応するもの、というようにすれば、この反論は弱くなる。

理想的な、すなわち契約者が不満に思わないやり方は、最終的な(すなわち後の期間に対応する)保険料が、契約をスタートする時に最終的な保険金額の契約に入った場合の保険料より高くないようにすることだ。

もう一つの反論は、いずれにしても収入保証保険は価値が減少する有価証券であり、性に合わないというものだ。なぜなら我々は主に利益の分配の人気により、生命保険は値打ちが逡増するものだと思うようになってしまっているからだ。

しかしこれは前述の反論の主たる原因でもあるのだが、全ての保険は価値が減少する有価証券ではないのか。

1762年以前の生命保険(というより死亡保険と言った方が妥当だろうが)は、火災保険や海上保険と同じ性格のもので、その年の死亡のリスクをカバーするだけのものだった。保険料は死亡率にもとづいて計算されたわけではないか、あるいは更新の都度保険料が高くなるものだった。実際保険料は45歳までは一定で、それを超えると引き受けてもらえなかった。

死亡率が使われるようになって、生命保険が価値が減っていく有価証券ではなくなる最初の重要な分かれ道は、死亡リスクの増加に合わせて毎年の保険料を高くする代わりに平準保険料が課せられるようになった所だ。

この平準保険料は、もちろん最初は当座のリスクに対しては非常に高いものとならざるを得なかったが、その後年々、年齢が高くなった時にはその時の1年分の保険料より安いものとなった。このあとの方の年には、はじめの方の年の保険料の払い過ぎの分が残っているだけでなく、それに対する利息も付いてくる。それが解約返戻金の元となった。

当初の短期の死亡保険——一定の期間内に死亡するかどうかで保険金が払われるかどうかが決まる——火災保険で保険金が払われないかも知れないのと同じように——からの最も驚くべき変化は終身保険の始まりであり、誰も不死ではない為いつかは必ず保険金が支払われるということだ。

その時以来、我々は遠くまで彷徨って来た。我々は生命保険と投資の組合せである養老保険を考案し、その他の改良も行なった。そして家族収入保険が価値が減少する有価証券だ、という性格は、すなわち死亡保険金額が急速に減少する定期保険というのは先祖帰りなのだ。

誰も時計の時間を逆転させようとは思わないが、しかし何ものも、しっかり根を張っていないものが栄えることはない。

時には初めの頃の話に耳を傾けるのも良いものだ。

「我々の羊の所へ戻ろう」14世紀のコメディが言っている。

”Revenons à nos moutons.”

コメント (47)

生命保険が普及してくると、初めての定期保険・養老保険から様々な種類の商品が登場してきます。そのような商品の魅力は保障の内容も当然ですが、それに追加して貯蓄としての機能も重要になります。

また税制上の取扱いも大きな要素となります。この論文ではその一例として著者は「家族収入保険」を取上げています。この本は1930年頃に書かれてものですから、その時代にもうイギリスにはこんな種類の保険があって、こんな議論がなされていたということに驚きます。

保険の税制上の取扱いは必ずしも保障の価値に対して課税するのではなく、もっとわかりやすい表面的な保険金額等にもとづいて決まるので、商品の組立て方によって有利になったり不利になったりします。

また保険金を一時金ではなく何らかの形で分割して支払う契約の場合、その支払いの現在価値は支払額の総額よりかなり小さくなることがあります。

家族収入保険のような死亡保障額逓減型の生命保険を平準保険料方式を使わずに、1年更新の定期保険で、保険料を一定にするために保険金額を毎年引下げている場合と対比して、これは一種の先祖返りだというような感想も面白いですね。

保険金額が逓減する部分について、著者は保険料も逓減するのが自然だと思っているようですが、アクチュアリー的な感覚からすると、そのような保障全体に対して平準保険料を計算する方が自然です。

著者はアクチュアリーではないので、保険金額が一定の保険で平準保険料なら、保険金額が逓減するなら保険料も逓減すると考えたんでしょうね。

そしてあとの方の期間、保険金が逓減しなくなったら保険料も一定のままになる、と考えたんだと思います。

この本はこれでお終いです。

最後に、この本の最初にある序文を紹介しましょう。

序 文

W. PLAIN ELDERTON F.S.Q. C.B.E. F.I.A.

ビジネスの記録は、歴史的調査の基礎資料としてはややともすると無視されてきた。昔のビジネスの多くの記録が、場所を節約するため廃棄された。記録が保管されている場合にも、その記録を見る時間がなかったり、興味がなかったりで、誰もその記録を見ようとしなない。

これは生命保険の初期の記録についても同様であり、そのようにしてそれらの多くの記録が消えてしまったのは残念なことだ。

Old Equitable については全被保険者に関する記録が残っているし、1762 年の9月以降の全ての理事会の記録も残っている。失われてしまったのは、1765 年7月より前の定例、およびその他の会員総会の議事録だけだ。

決算の valuation の記録もほぼ完全だ。しかし保管されている保険金支払請求の最も古い記録は、1806 年の Charles James Fox のもので、その他の記録も不完全なものが多い。

これらの記録を 1762 年から現在まで詳細に検討するのは、生涯をかけた仕事になるだろう。しかし Mr. J G Anderson は Equitable Life Assurance Society の Secretary を引退した時、彼は親切にもその初期の記録を精査し、そこから何がわかるか検討し始めた。

彼は多くのことを発見し、さらに以下でわかるように、会社の記録を超えて、場所や人を探索するのに成功した。

同時に彼は、多くの誤りを訂正することができた。

我々の多くは過去について書く時、事実にもとづいて書くことができる場合でもその代わりに、誰かの言ったことを書いてしまう、というのは、残念ながら本当のことだ。

Mr. Anderson は生命保険の歴史に関する我々の知識を豊かにしてくれた。その歴史の調査の際彼が楽しんだことは、この、彼の文章に現れている。

W. P. E.

1973 年 11 月

コメント（48）

250年前の Equitable 創業、あるいは現代的生命保険の誕生の話、いかがだったでしょうか。

私は非常に興味深く、楽しんで読みました。

これに関連している面白い材料も手に入れていますので、それはまたご紹介しましょう。

お読み頂き、有難うございました。

もし宜しかったら、訳のおかしな所・コメントのおかしな所・わかりにくい所等、お知らせ頂けると嬉しいです。